

令和2年 第8回 安芸太田町議会定例会会議録

令和2年9月8日

招集年月日	令和 2 年 9 月 4 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年9月4日午前10時30分			議 長	矢立 孝彦
	閉 会	令和2年 月 日午後 時 分			議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富 永 豊	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○
	6	津 田 宏	△	12	矢 立 孝 彦	○
会議録署名議員	4番	富 永 豊		5番	末 田 健 治	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		商工観光課長	片 山 豊 和	
	総務課主幹	三 井 剛		税 務 課 長	沖 野 貴 宣	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	栗 栖 香 織		住民生活課長	上 手 佳 也	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 齊		児童育成課長	園 田 哲 也	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		衛生対策室長	田 中 博 敏	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		学校教育課長	児 玉 裕 子	
	企画課主幹	武 藤 克 巳		生涯学習課長	金 升 龍 也	
	地域づくり課長	瀬 川 善 博		福祉課長兼 健康づくり課長	伊 賀 真 一	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		安芸太田病院 事務長	菅 田 裕 二	
	産業振興課長	栗 栖 浩 司		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年9月8日

	一般質問
--	------

令和2年第8回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和2年9月8日

日程	議案等番号	件 名
第1		一般質問

令和2年第8回定例会
(令和2年9月8日)
(開会 午前10時00分)

○矢立孝彦議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○矢立孝彦議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、お手元に配付した一般質問通告表のとおり、10人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。4番、富永豊議員。

○富永豊議員

おはようございます。4番、富永でございます。一般質問を始めさせていただきますけど、台風10号については、先ほど総務課長のほうから被害状況がありましたけど、大したことなく、よかったということのような思いをしております。初めての危機管理室のリアルな、大きな仕事かなというふうに思いながら台風状況を聞いておりました。それでは、通告してある一般質問について述べさせていただきます。それでは、コロナ感染拡大防止と経済活動の諸施策の現状認識についてということで通告しております。そのうちの初めのはコロナウイルス禍でのリスクマネジメントについてということで通告しておりますので、お願いいたします。新型コロナウイルス感染拡大を緊急事態宣言で抑えたかに見えたが、しかし逆に現在新型コロナウイルスの感染拡大が都市圏を中心に歯止めがかからなくなっている。感染者の実態は世界全体で2,400万人を超え、亡くなった人は83万人を超え、日本国内の8月27日の現在6万5,000人を超えた。死亡者数1,240人を超えた。問題は2つ。1つは、感染拡大を防ぐ。もう一つが経済活動を広める、両立を図る。このことが、2つが上がっております。そのためにニューノーマルな社会が生活に、働き方に、ビジネスの社会にデジタルシフトが加速しています。その勢いは、経済活動の現状を考えればもう後に戻ることはできない。コロナ禍の感染防止と同レベルの主軸である経済活動の現状について述べれば、停滞の被害の実態はこれから出てくる。失業者が増加し、企業の業績悪化が深刻化し、倒産も増加し、厳しい生活、経済状況になってくることは避けられそうもない。どう対応すべきなのか、今ははっきりとしたことは見えない。対策として言われる自粛要請の内容を拾い集め、言われていることは、おうちに居ろという話、Go Toキャンペーンで旅行に行けという話、規制はするなという話、飲食は10時以降は控えるという話、こういった話が言われております。この要請に対して心理状態がだんだんと追い詰められている感がある。1つは、休業要請とか聞かならそうな状況になりつつあるのが一つ。2つ目には、新しい生活様式を守らなそうが一つ。3つ目は、正直者がばかを見る世の中になりつつあるのではないか。なぜ混迷を深めるのか。国あるいは都道府県同士との間で、危機対策の違いは新型インフル特措法の問題にあると言われる。チョイスして、権限を斜め読みで見えることは、国全体に係る緊急事態宣言は国が発出する、市長が発出する。具体的な事案の対応は都道府県知事が判断する。それも、緩やかで自粛要請、指示、罰則なしの強制力はない。そのようなゆるゆるな法体系では、今回のコロナ感染拡大は防げない。戦後民主主義の最大の遺産は、我々の意思決定能力を奪ったことにあると言われる。いろいろな意味が含まれているように思う。まんざらでもない。コロナが巻き起こす社会の動きがマスメディアを通じて発信されています。本日はその内容の問題を確認しながら、経済の活動、広げ方、生活様式の在り方など、将来を見据えつつ、まちづくりにおいて整理すべきことの受け止めについて次の2点をお聞きいたします。1点目、コロナ感染に伴う国、地方自治体が特措法に基づいた指示を出されてきている中、本町は経済の活動を広げ、未来を見据えたまちづくりの処方箋として現状の受け止めについてお聞きいたします。2点目、先般設置された危機管理室のリスクマネジメントは、これまでの自然災害を中心とした経験値からの組織の組立てかと思えます。しかし、今回の感染症に対し、危機管理としてはどのような取組の考えであるのかをお聞きいたします。少し掘り下げると、感染症に求められることは、新しい日常を創り出し、進んでいかなければなりません。それに対し、その体制づくり、その対策の考えなどの活動を注視して見守りながら指導、指示していくのが危機管理室かと思えます。そのために、例えば感染への対応の在り方、平素から取り組むべき事項、それらに対する人材育成等が考えであるのかと思っております。続きまして、社会経済が不確実の中、

地方創生の認識について。第2波と言われる新型コロナウイルス禍で、生活、経済への懸念はより一層深まっている。ロックダウンは、供給連鎖、一般的にはサプライチェーンと言われている構造に大きな、深刻な影響が出た。経済の影響で最も恐怖に感じることは、自殺者と景気動向に相関関係があることを統計的に示していることである。その恐怖感との戦いがこれから始まっていく。リアルに言われているのは、現在のコロナ感染での死亡者は1,000人を超えたと言われている。それはそれで大変なことである。一方で、経済が引き起こす被害を深掘りしてみると、1991年の初めからバブル崩壊で年間で1万人の自殺者が急増したと言われる。経済状況が悪化するようになることは、別の意味で恐怖感を持つべきと考えます。本町は、経済活動を広める策として、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第2期がウィズコロナで進められている。次の2点について申し上げ、リーディング施策としている4分野の基本目標についての総括的な考えをお聞きいたします。1つが予測の在り方、2つ目が政策の合意形成の重要性。予測の在り方については、第2期は、これまでの経験値から予測が作成されたまち・ひと・しごと総合戦略の内容の進め方は大きくずれが生じるものと思います。予測が外れたとき、対応策の考えができていない地域とそうでない地域によっては地域間格差が広がってくる。予測がずれたそのとき、フレキシブルに動ける体制がスピーディーに行われることが今回のコロナ禍での社会経済、教育への活動の停滞を少なくしていくことができる。そのような危機管理の考えがセットされておることが強く感じます。KPIの管理についていえば、パンデミックのコロナ感染では、KPIの数値は何の意味もなさないことにもなりかねない。ある一定の循環を基準にして考えられたKPIの分析などは、役割をなしていくのかと思います。また、環境の変化については、ウィズコロナ禍では働き方、消費者行動はオンラインへのかじが切られ、変化が起きている。終息のシナリオは見えないが、アフターコロナはニューノーマルの対応で、まち・ひと・しごと総合戦略は進めることが見えている。もう一つが合意形成の在り方についてである。大きく分けて2つあると言われてきた。1つは、政策を住民との距離を縮める。2つは、危機に対する際のとっさの判断ができる住民の醸成の重要性である。合意形成の在り方が尽くされていけば、危機への対応は乗り切れると同時に活力の衰退を防げる。今、合意形成で求められることは、先述しましたが、これまでのような横並び、同調圧力は妥協点ではなく、住民との住民コミュニケーションと同時に現場の把握と分析能力と思っています。まち・ひと・しごと総合戦略2期目を迎え、町民との意見交換の実施には期待するものがある。その重要性の再認識が必要だと思います。以上のような危機の中において感染の防止と経済を広めることの両立を求め、ウィズコロナ禍ではリーディング施策がスタートしている。基本目標に対し、現状認識の受け止め、また新たな視点での未来の社会に対し、戦略などで改善すべき含めた考えをお聞きいたします。まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標1から4についての内容については、項目については割愛させていただきます。次に、デジタル移行を進める具体的に実行されるべき内容について。国は、骨太方針、骨子にコロナ禍をにらむデジタル化を最重点的に課題を据えた。なぜか。新型コロナウイルスの感染拡大で、被害に対し、給付支援、融資などにおける下支えする申請等があまりにも非効率で、オンライン行政が先進国で最下位と言われるレベルで、屈辱感と後に引けない状況であると強い口調で言われる国会議員の発言を記事で目にした。デジタルの第4次産業は、人類が進化していく上で必然としての流れと思っている。具体的にどのような切り口で考えていくのか。切り口は、DXと言われるデジタルトランスフォーメーション、簡単に言えばデジタル技術で社会や暮らしの変革を行っていくということです。3月の一般質問の答弁で、今年度のデジタル派遣制度を活用し、行政における運用コストの縮減と住民サービスの向上を図ると受けている。概念的には全くな考えと同感しております。コロナ禍で求められていることを考えると、短期的に求めていかなければならない取り組むべき考えと中・長期視点でどのような未来の社会を進めていくのか、もう少し深めた具体的な考えを、説明を求めます。派遣期間は2年間である。悠長に構える期間ではない。具体的イメージとなり得る策を早急に提案していただきたいと思っております。今、本町にとってDXは未来を見据えるポストコロナの暮らし、経済、社会、教育にどのように絡んでいくのか、また行政自らが提供できる内容はどのようなことをイメージされておられるのか、総括的に聞きいたします。また、戦略立案を早急に示していただくことも要望しておきます。また、デジタル化の変革は待たないで押し寄せてくる前兆が、契約者にはんこ不要の、政府の見解が令和2年6月19日、内閣法務省が見解を示した。はんこレス社会の広がり大きく、まさに行政事務の変革である。デジタル化によるビジネスモデルの根幹から改革を求められるDXの潮流が押し寄せている。行政のオンライン化について、2001年、行政手続をインターネット経由で可能とする行政手続オンライン化法を制定し、基盤整備を進めてきたが、しかし行政機関はデジタル行政として申請、届けの受付、ワンストップで得られるような手続を進めてこなかった。今回のコロナ禍でその非効率な作業が明らかになった。なぜこれまでに進められ

なかったのか、現状認識の受け止めについて説明を求めます。また、今後オンライン化についてどのようなシステムの内容が短期と中期にわたって示されていくのか、現状認識から総合的な考えの説明を求めます。費用と効果の問題はあるにせよ、本町の行政が主体的に動き、アフターコロナはニューノーマルな行政サービスが求められています。今後、行政事務の標準化を行われていくものと思っております。少し深掘りで、暮らしの中でオンライン化などの仕組みがインバウンド経済において生産性の向上につながる関連意見を申すと、例えば具体的な一つとして、道の駅などはフリーWi-Fiを使える場所として検討の余地がある。狙いは、道の駅はプラットフォームとしての多様な主体がその空間を利用する際に必須となるのがスマートフォン。有効な滞在時間をつくり、中継地として、また店舗や企業の付加価値にもなり得る。新たな日常を創ることにもなる。仮想空間での情報脈の整備が大きく問われる。スマートフォンの利用が証明している。仮想空間の情報の提供は、まさに滞在者の煩わしさからの解放であり、インバウンド経済活動を広め、生産性の向上につなげていくことになる。集客にぜひ実現を求める。意見を求めます。オンライン診療について。病院に行かなくて受診ができるオンライン診療でお聞きいたします。平成30年3月、厚生労働省が発表しているオンライン診療のポイントを見ると、オンラインの仕組みとして技術的な難しさを感じることはないと思われるが、実現に向けていくことに当たっての壁は何なのかお聞きいたします。また、コロナ禍でオンライン診療があらためて注目された。感染の第2波、第3波に備えて遅れの目立つと言われるオンライン診療の定着に向け、環境の整備の優先順位は高いと思っています。しかし、現実の問題としてその環境を設けるに当たっての体制問題はどうか、経営面から成り立つ話なのか、イニシャルからランニングコストを考えた場合、経営として受け止めの説明と、本町のような過疎において医師の使命感から考えた場合、オンライン診療の現状認識としてどのような捉えであるのかお聞きいたします。次に、支払い方法の多様化について。コロナ禍において決済の行動様式は大きく変わった。キャッシュレスの決済の比率が高まっています。今、キャッシュレスに対する意識の変化が見えてきた。なぜか、1にお得、2に早い、3に清潔、次がオンラインでの買物の増加。日本の消費者の行動様式が劇的に変わり、現金に対して感染リスクが高まるという意識が今まで以上に根づいた。現金に触らないこと、もしくはなるべく支払いに時間をかけないことが防御策で、新たな生活様式として定着である。コロナ禍で苦戦しているサービス業は、感染防止についての整備はこれまで以上の手を加えていくことが事業をする上で重要なことになっている。本町における現状認識の受け止めについて説明を求めます。次に、マイナンバーカードの役割と住民の理解度について。行政のオンライン化を進める上で必須条件となるのがマイナンバーカード。5,000円のポイントをつけるなどして積極的に進める広報活動が行われている。保険証とマイナンバーカードの一体化の先にどのような主たる役割、将来においてどのような利便性につながるのかなど、住民への浸透度合いとしてどの程度の受け止めか答弁を求めます。また、現状での取得状況について併せて報告を求めます。以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いをいたします。富永議員のほうから幾つかご質問をいただきました。まず、コロナ感染拡大防止の関係で、まさにこのコロナウイルス禍でのリスクマネジメントについての特に現状の受け止めということでご質問をいただいております。今年冒頭から始まっております新型コロナウイルスの影響について、何とか、議員ご指摘のように、波はあるようでございますが、なかなか現状終息する事態には至っていないというふうに思っております。これはですね、議員ご指摘のとおり、インフルエンザ特措法に準拠した対応という部分ももちろんあるかと思っておりますけれども、それとは別に、やはり新型の未知のウイルスに対する取組みということからくる、初めて直面した事態に対応するという意味でもいろいろとあったのではないかと考えております。その意味ではですね、今後についてはこのウイルスによる社会の変化を当然として受け止めながら対応する必要があるかと考えております。本町におきましてはですね、特に様々な産業に対する負の影響、とりわけ観光業への大きな影響がある反面、逆に都会を嫌ってですね、田舎での生活を求める動きが加速しているという意味で、2つの大きな動きがあるように感じております。こうしたことを踏まえますと、私自身は、今の現状について、ある意味ピンチとチャンスが隣り合わせで来ているように受け止めているところでございまして、このピンチを減らしてチャンスをいかに拡大できるかと、そういった取組みを、これからやはり進めていく必要があるのかと考えております。議員ご指摘のですね、危機管理室の設置についても、まさにこのピンチを減らすための様々な対応策の一つと考えてございまして、当然これまでと同様、

それぞれのリスクに応じて担当部署はあるわけがございますけれども、危機管理室というのはそれらを束ねながら、また調整をしながら役場全体で一体的に対応する取りまとめ役としての機能も担っているところがございます。また対外的にはですね、県のほうでも危機管理監が県全体の窓口として対応されておりますが、そうした部署との連絡窓口ということでも対応しております。国、県あるいは外部の機関ともこれまで以上に連携をしながら町の危機に対応していくところでございます。危機管理室としての受け止めや取組みについては、担当課長のほうから説明したいと思っております。続きまして、同じくコロナ感染の関係でですね、特に今リーディング施策、あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問をいただきました。議員ご指摘のとおり、令和2年度から第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートしているところでございます。同時に、新型コロナウイルス感染症が拡大をいたしまして、恐らくは計画策定時には想定できなかった事態への対応を今余儀なくされていると思っております。その意味で第2期の創生総合戦略についてもですね、それぞれの基本目標ごとにKPIの見直しや場合によっては戦略そのもの見直しについても検討を行う必要があると考えているところであります。少し具体的に話をさせていただきますと、基本目標1、都市部との商い活発化と町内産業間の連携の推進は、地域の資源を活用した農林水産業や観光業等の産業振興をテーマとしています。特に観光においては、先ほどもお話をしましたように、特に緊急事態宣言が行われた当時は大きな打撃を当町においても受けているわけがございますが、一方で夏以降はですね、山間部でのレジャーがあらためて見直されているのではないかなという感触を私も感じておりまして、特に町内のキャンプ場の利用者が増え、あるいは町内いろいろな場所で川遊びをされている光景もよく見かけたところでございます。また、このことも相乗的な効果として、道の駅周辺については、外出自粛が解除された後は多くのお客様に来訪いただいているところでございまして、実はあの太田川産直市の売上げがですね、今好調に推移をしているところでございます。現行の第2期の総合戦略において地域資源を活用した儲ける地域の創造を目指しているところでございますが、観光プログラム、商品とともに質、量を磨きをかけてですね、このコロナウイルス禍に適切に対応していけば、農産品販売額等のKPIの達成は可能ではないかというふうにも考えているところでございます。ちなみに、観光入込み客のうち、インバウンドの観光客数は確かに見通しが立たない状況ではありますが、ウェブを使った海外への情報発信というのは計画どおり可能であります。KPIの変更は、そういった意味でいましばらくこの分野については状況を見ていきたいと考えているところであります。一方で、基本目標の2、定住促進と人材確保・育成によるまちづくりの基盤強化であります。4月以降、本町の移住・定住支援サイト、都会近くの田舎暮らしのページビュー数は好調に推移をしているところでございまして、8月末において前年度比23.2%増の2万6,600ビューですね、ということ、さらに空き家バンクの相談件数も8月末現在で37件と昨年の2.3倍になっているところでございます。また、昨年度整備しております移住体験モデル住宅、はじまりの家につきましても、見学会への参加者、体験宿泊者ともに好調でございまして、8月中で4組が宿泊をされ、長い方は6日間滞在をされて、移住に向けて町内の視察や体験をされているところでございます。総じて、新型コロナウイルス感染症を契機として、マスコミの報道等にもあるように、山間部での暮らしや仕事に興味を持たれる方は増えているというふうに考えております。このことをチャンスとして捉えましてですね、加えて子育て環境の充実ですとか、学校教育の充実、自然環境への取組を併せて確実に実施すれば、定住促進や関係人口の拡大というKPIの達成等も十分に可能ではないかと考えているところであります。むしろ、ちょっと気になっておりますのは、基本目標の3、各世代にとって暮らしやすさの向上、及び基本目標4、コミュニティーの活力向上という部分でございまして、こちらについては内容的にですね、医療、福祉、介護の充実や住民同士の交流機会の創出など、人と人が密接に関わる必要があるKPIが多く、その意味でこのKPIを達成するためには新しい生活様式に応じたコミュニケーションやケアの在り方を工夫しながら進めていく必要があろうかと思っております。あらためてですね、こうしてざっと見ておりますけれども、KPIの見直しやその先の戦略の見直しは引き続き状況を見ながら検討をしていく必要があると考えておりますが、冒頭申し上げたとおり、新型コロナウイルスによる影響というのはまさにピンチとチャンスが隣り合わせで来ているというのをあらためて強く感じているところでございまして、このピンチを最小に抑えてチャンスを拡大するために、議員ご指摘のニューノーマルに対する予測、さらには住民との合意形成、いずれも重要でございまして、特に住民との合意形成については、最近、道の駅の取組みを通じてですね、町民の皆さんとともに計画をつくっていくそのモデル事業として先行的に進めているところでありますが、そういったことを、取組みをさせていただきながら第2期の総合戦略の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。続いて、デジタル移行についてもよろろご質問をいただいております。特にデジタ

ル派遣制度についてですね、これはいつも議員からのご指摘をいただいているところでございます。お叱りをいただくことも多々あるところでございますが、デジタル技術の導入というのは、本町としてはどちらかという苦手としてきたところであります。現状は、その意味で検討、研究の段階ということで、今後各分野における導入の可能性に関し分析をし、優先順位をつけていく必要があると思っております。むしろ、このデジタル人材派遣制度というのは、そういった部分のお手伝いをさせていただくという役割で今お願いをしているところでございます。その上でですね、私個人といたしましては、デジタル移行、特に優先順位として上位にあると思っておりますのは医療や健康づくりの分野での導入であると考えております。町内に敷設されている光ファイバー網を活用し、特に高齢者向けの遠隔診療や健康相談に活用することができれば、移動手段の確保や見守り等の課題にも対応ができることとなり、本町における生活利便性の向上に大きく寄与するものと考えております。課題としては、高齢者世帯のインターネットの普及率の低さ、それから情報機器をやっぱり使い慣れておられないというところがあると思ひまして、そういったことについてはこれから対応策を検討していかなければならないと思っております。あらためてですね、このデジタル派遣制度、なかなかコロナの影響で本町にお越しいただくことができない状況になっておりましたが、ようやく今月末に本町にお越しいただきましてですね、具体的にもろもろご相談ができるようになったというところでございまして、この取組みを加速をしていきたいと思っております。続いて、行政のオンライン化の現状認識についてでございますが、これまでデジタル行政の推進がなかなか進んでこなかったその理由というのは、1つには、やはりどうしても本町、高齢者の割合が高いということで、これは思い込みもあるわけですが、たとえオンライン化してもなかなか利用者が増えないのではないかとありますとか、あるいはオンライン申請が実際にあったときに担当職員のほうもですね、これを受け取る、受け入れる新たなシステムを覚えるのになかなか課題があったというふうに推測をしているところでございます。現状についてはですね、担当課長より説明をさせていただきますが、今後はあらためて行政内部の準備を加速をさせていただきます。特に、今回自民党の新しい総裁を選ぶ選挙の中でですね、デジタル庁の創設といったようなことも触れられております。あらためてそのこともしっかり踏まえながら、我々としてもマイナンバーカードの普及やオンライン診療、高齢者にも理解が得られやすく、参加いただきやすい分野でのデジタル化を進めることで町民の理解も進めていきたいと思っております。もう一つ具体的なお話で、オンライン診療だけちょっと触れさせていただきます。先ほどからもお話をしておりますように、本町において、特にこのデジタル化を進めるに当たってですね、重要な分野というのは、やはり医療分野だというふうに思っております。これは私のイメージとしては、高齢者が増える中でですね、家に居ながらにして一定の診療を行えるというのはですね、見守り対応なんかも含めて大変利便性が高まるとあらためて期待をしております。実現に当たってのハードルについては、また具体的に病院管理者のほうからも説明をさせていただきますけれども、私自身としては患者、特に高齢の患者のご理解とネット環境の整備にあるというふうに考えております。しかしあの、ここの部分をですね、乗り越えることができれば、逆に町民全体のデジタル化に対する理解も相当上がるのではないかなと。また、そのことによってマイナンバーカードの普及も後押しができるのではないかなという思いもあるものですから、あらためて特にこの分野、オンライン診療、そういった部分についてはですね、具体化に向けて力を入れていきたいなというふうに思っているところでございます。詳細は、後ほど担当課長のほうからお話をさせます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

総務課、長尾課長。

○長尾航治総務課長

それでは、ご質問いただきました現状等について、それぞれ担当より説明を申し上げます。まず、コロナウイルス禍でのリスクマネジメントといったところでですね、ご説明を申し上げます。コロナ禍での危機管理室のリスクマネジメントの受け止めについての現状でございます。安芸太田町では、皆様の感染予防のご協力をいただきまして、現在までに一人の感染者も出ていないといった状況でございます。しかしながら、全国では議員のおっしゃるとおり、全国で連日多数のコロナウイルス感染者が確認されておまして、広島県においても同様の状況でございます。危機管理室におけるリスクマネジメントについてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、今後も感染状況等の把握に努め、国、県の方針を基に、感染者が確認された場合や不正確な情報が出た場合においては感染拡大の防止のため、必要な情報の収集を行い、ここが非常に重要なんですけれども、誹謗中傷を生じないように注意して情報を提供すること、それから感染症対策では県が所管しております保健所、また県危機管理監とも

情報共有を緊密に取り、感染防止対策の啓発等による感染被害を最小限にとどめるための取組みを行うこと等を考えております。議員からご提案の体制づくりとその対策、活動に対する指導、指示、感染対応等に関しては、国、県の方針を基に、感染対応では健康づくり課、新しい日常の推進、経済活動の点では商工観光課と関係部署と危機管理室の連携を取らせて上で町長に総括的に情報を集約することができるようにすることで正確な情報提供、啓発が行えるものと考えております。以上申し上げたようなことを遂行することで、これがまた人材育成につながるというふうに考えておる部分でございます。なお、新型コロナウイルス感染症に係る基本的な対応は、感染症対応を所管する広島県西部保健所でございますけれども、今後新型コロナウイルスの感染がより拡大することも懸念されるため、本町危機管理室ではマスクやアルコール消毒液等の衛生対策用品の備蓄を引き続き取り組んで進めてまいります。また、昨日のこともありましたけれども、台風シーズンに入っておりますので、避難所を開設する際には先ほどのアルコール消毒液やマスクの配備、それから非接触型の体温計による検温の実施など、災害時避難に関するリスクマネジメントについてこれも危機管理室を中心に継続して行ってまいりたいと考えております。続きまして、デジタル移行を進める具体的な内容についてという項目で、行政オンライン化の現状認識という部分につきまして担当課より説明をさせていただきます。国が定めるデジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則、デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップを基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則としました。このことは我々地方自治体において努力義務というふうにされておりますが、住民の皆様様の利便性向上、コロナ禍での人との接触を避けるという観点からも行政手続のオンライン化はやはり必要ではないかというふうに考えております。現在の町の現状でございますけれども、図書館の図書貸出予約でありますとか、地方税申告手続、また入札関係、これは入札の参加資格審査申請とかも含むんですけれども、こうしたもの、それから町へのお問合せ、ご意見、あとホームページや広報紙に関する広報掲載申込み、はたまた米軍機の低空飛行の目撃情報等の手続もオンライン化をさせていただいているような状況でございます。また、国のマイナンバーポータルサイトを経由してマイナンバーカードを使って申請できる児童手当関連の手続もオンライン化しておりますけれども、まだ申請はない状況でございます。これはマイナンバーカードだけでなく、パソコンとカード読み取り装置が必要であったことが一因と思われましても、最近になってスマートフォンでのマイナンバーカードの読み取りができるように改善されたところがございます。マイナンバーカードや、それから支払い等の多様化につきましては、後ほど住民生活課及び会計課のほうから説明をさせます。総務課からは以上でございます。

○矢立孝彦議長

会計課、栗栖管理者。

○栗栖香織会計管理者（会計課長）

失礼いたします。総務課長からの説明にもございましたように、行政手続のオンライン化と同様に、利便性向上、そしてコロナ感染拡大防止という観点からも支払い方法の多様化は必要と考えております。現在、国を挙げて推進している施策としてキャッシュレス化がございます。2019年の調査では、キャッシュレスで支払いたい意向を持っている方が55%という消費者アンケート結果もございます。クレジットカード、電子マネー、そしてコード決済など、多様なキャッシュレス決済手段がございます。キャッシュレスポイント還元もあり、利用者が急速に増加しているとのこと。このような社会状況を踏まえ、公共施設や自治体窓口におけるキャッシュレス決済の導入が広がっております。新聞報道でもございましたが、尾道市は10月から様々なキャッシュレス決済に対応できる端末を導入するという記事がございました。県内においても、既にスマートフォンなどの決済アプリを利用した納付が行われているところ。当町でも、今後住民サービスとしてのニーズの把握、事務効率化の観点からの検証、また新型コロナウイルス対策として現金受渡しリスク、対面リスクを減らすことができることなどを鑑み、関係課とも連携し、検討してまいります。あわせて、導入費用や必要となる決済手数料などを考慮し、費用対効果がある方法を検討してまいります。以上でございます。

○矢立孝彦議長

住民生活課、上手課長。

○上手佳也住民生活課長

私のほうから、自治体業務のデジタル化を進めていく上でのマイナンバーカードの役割、そしてそのことに対します住民への浸透度合いはどうかというご質問に対してのご答弁をさせていただきます。マイナンバーカードでございますが、このカードにはシステムで電子的に本人を確認するためにカードの

ICチップに公的個人認証サービスという機能が備えられております。この機能を利用した代表的なものがe-Tax、最近では特別定額給付金の電子申請がございまして、議員のほうからもございましたが、令和3年3月からは健康保険証としての利用開始が予定をされております。これは、健康保険証として単に利用するだけではなく、顔認証付カードリーダー、もしくは4桁の暗証番号で受付が自動化されたり、過去の薬や特定健診の情報が自動で連携し、口頭で説明することなく、医師、薬剤師に情報を伝えたり、窓口での限度額を超える医療費の一時支払いが不要になるなどのメリットがあるほか、今後機能強化も予定をされているところでございます。このようにマイナンバーカードは、行政手続や申請で行政の基幹系システムと連携させる際に本人確認という重要な機能を提供することから、自治体業務のデジタル化においては根幹の役割を担うものであり、今後ますます活用される範囲が広がっていくものと考えております。住民の皆様には、マイナンバーカードを取得いただくことで行政手続等の利便性の向上に資するものと考えております。こうしたことで、このカードの役割の部分が住民の皆さんに浸透がどのようにしているか。また、取得率でございまして、令和2年8月末の普及率が19.7%でございまして、あまり普及をしていないというふうに受け止めております。こうした現状を見ますと、住民の皆様を取得いただくことの必要性であるとか、メリットが十分お伝えできていない部分があるかというふうに考えております。マイナンバーカードの取得拡大のため、今年度から健診会場等での出張申請受付、こういったことに取り組んでおります。この取組みにつきましては、多くの利用をいただいているところでございまして、今後こうした取組みの拡充でありますとか、広報活動の充実により普及促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

病院事業、平林管理者。

○平林直樹安芸太田町病院事業管理者

まず、管理者の平林のほうから、富永議員のお言葉の中に僻地にいる医師の使命感から考えたオンライン診療という言葉がありましたので、その部分について説明させていただきます。そして、その後、菅田事務長より、私の説明と重複するところがあるかと思いますが、オンライン診療の現状、実現へのハードル、採算性等について説明させていただきます。まず、医師の使命感をということですが、技術的にはオンライン診療は現実的に可能になっている状況におきまして、過疎地域におけるオンライン診療はどうあるべきかという観点から回答をさせていただきます。過疎地にあります中小病院では、全ての疾患の診療を完結することは難しく、都市部の高度急性期病院との適切な連携の下に受診される全ての患者さんに最適な医療を提供する、それが最大の目標になると思っております。そのためには、当院で診療が完結する疾患であるのか、高度急性期病院への緊急搬送が必要な患者なのか、あるいはある程度安芸太田病院で検査をした上で急性期病院への紹介が必要な患者なのか等々の判断ができることが当院で働く医師の最低限必要な技量であるというふうに考えております。その上で、重篤ではないが、しかしながら専門外である患者さんに対して、専門家との連携をオンライン診療支援、ドクター・ツー・ドクターという形態で専門医のサポートを受けながら診療することは、軽症や、あるいは外来での経過観察でよい患者さんにとっては遠方の専門病院を受診することが必要なくなりますので、軽減負担につながるというふうに思います。しかしながら、この形態の診療を行うには、現在の通信速度と診療機器の接続状況では難しく、5Gの導入が必要であるというふうに認識しております。次に、自宅から当院までの通院手段の確保が難しい慢性疾患の患者さんについては、インフラ整備が整えば必要なときには対面診療を行い、病状が安定しているときには自宅、すなわちドクター・ツー・ペイシエント、あるいは自宅近接の施設に赴き、その場合はドクター・ツー・ペイシエント・ウィズ・ナース、D to P with Nということになるんですが、そのような形態でのオンライン診療が受けられますし、医師についてもですね、医師が少ない地域ですから、病院を空けることなく診察ができるということで、今後安芸太田病院において進めていきたいというふうに考えております。しかしながら、問題点は、服薬指導や薬剤をどのように配達するか、そこが今後この地域においてですね、解決していかないといけない課題であるというふうに認識しております。最後に、これは患者さんへの対応ではありませんが、ご自宅におられて、病院を受診したほうがいいのかどうなのか、ちょっとよく分からないと、そういう人に関してはですね、健康アドバイスを将来的にはこのシステムを用いて提供できればよいのではないかと考えており、今情報収集をしている段階でございまして、それでは、菅田事務長よりオンライン診療の現状等について説明させていただきます。

○矢立孝彦議長

病院事業、菅田病院事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

遠隔診療につきまして具体的に説明をさせていただきます。この遠隔診療の一部としてオンライン診療につきましては、平成 30 年 4 月に電話診療に代わる診療形態の一部として保険収載されております。ただし、初診対面診察の原則と、対象疾患は生活習慣病に限定されておりました。少しずつですね、適用範囲が広がってきておりますが、時期を同じくして新型コロナウイルス感染症の対応ということで、電話でありますとか、情報機器を用いた診療につきましては時限的、特例的な取扱いということで、国が事務連絡を発出し、緩和されております。安芸太田病院につきましても、4 月から同意が得られた慢性疾患の患者に対しましては電話により延べ 62 名に実施して問題なく診療継続ができております。電話診療しかできておりませんが、オンライン診療に係る施設整備につきましては今回の補正予算に計上しまして、国の新型コロナウイルス感染症関連補助金と対象になっております。同様の患者を中心に実施したいというふうに考えております。オンライン診療につきましては、電子カルテにソフトを入れることはできませんので、別にソフトを入れる PC とカメラ、マイク、インターネット環境が病院として最低限必要となるということがございます。オンライン診療の実現への壁ということもございますが、まず 1 点目に患者側の通信機器の整備に関する問題です。オンライン診療のソフトをご自身で入れていただいて ID を取得するのがありますので、誰でもすぐできるわけではございません。2 点目につきまして、通常診療に対して限界があるということがございます。対面診療では慢性的な患者であってもですね、血圧や体温を測ったり、呼吸音を聞いたりすることができますが、オンライン診療ではこれらの測定する機器が患者側に準備しておりません。慢性疾患の患者で治療状態が落ち着いている患者が対象になると思われまます。現時点で、患者側の受診環境では対象疾患の拡大は難しいと想定しております。この点に関しまして、先ほど管理者が申し上げたとおり、患者さんのそばに看護師がつくオンライン診療も想定できると考えております。患者さんにつきましては、自宅あるいは特定の場所に出向く必要はありますが、機械の操作に慣れる必要もなく、血圧や体温あるいは簡単な検査をその場で受けることができ、中山間地域ならではの診療形態として今後需要があるか否かの検討が必要であると認識をしております。3 点目でございますが、薬剤師による服薬使用をどうするかということもございます。採算性でございます。通常診療とオンライン診療を比べると、やはりオンライン診療のほうが低い設定となっております。コロナ禍での時限的な診療対応でございますとか、今後交通の便が悪い患者さんへの対応に限定するなど、減収の最小化はできますが、中山間地域の診療にとっては将来取り入れるかどうか慎重に検討していきたいと考えております。いずれにいたしましても、コロナ禍におきましていつでもオンライン診療ができるよう環境整備に努めたいと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

すいません、ちょっと辛口に言わせていただきますと、まず 1 点目の質問漏れがあるので、道の駅の Wi-Fi、これをぜひね、実現のほうで要望しておきたいと思っております。それでね、なぜ辛口で言うかっていったら、今までに物事を新しく進めようとするときのまず出発点の考えが、やろうというふうなことが見えてこないってことなんですね。でね、国でもデジタル庁をつけたように、こういうふうな新しいものをやっというときとは、どこの民間だってそうなんだけど、プロジェクトを組んでそのものに対して本気でやっというかどうかっていう、それが今問われているんですよ。それはコロナによって、今までのようなやり方ではないんですよ。そこはね、よう踏まえていかないと。今のコロナだけではないんですよ、伝染病っていうのは、なぜここをこれから広めていかなきゃいけないかって、この伝染病に関わらず、今後このようなことができたときには対応できるようなものをつくっておけるってことですね、これから進んでいくんだと思う。それは、このコロナは治っていくんだらうと、いつかは淘汰されていくんだらうっていう考え方は違ってるんだらうと思うんですよ。要するに、後戻りはもうできないんだから新しい方向に向いていかなければならないということなんです。そのためには、デジタル化の必要性というのが大きく問われてきておるということなんです。これからはんこなんかも要らないような状況が来るわけなんです。そのときとか、極端に日常でいけばね。デジタル化っていうのはどういうことかって難しいことじゃなくて、生活度とか社会活動とか経済活動をやりやすくしていかんじやないかっていう原点はそこにあるという考え方を持っていただきたいんですよ。難しいからだとか、商品を出さないうちから商品は売れないと一緒なんです。今、行政が持っている商品をデジタルを通じてそのサービスを売っという気迫がないと、このような大きな変換期におけるこういう大仕事はできないと思ってるので。各課を取りまとめていこうと思うというふうな

生ぬるいようなことでできるんやったらこれまでもできてるんですよ。なぜ私があえてやったかといったら、あえてこの問題を取り上げていっていったら、必ず変わってくるんですよ。産業革命っていうのは、この前ずっと一般質問で言いましたけれども、そのときそのときの産業革命には触れなかったけど、ついたらいずれ何年かたった先にはその産業革命が言われたとおりのことをやっておると。それに乗っかかって生活しておる、乗っかかって経済の活動をしておる、乗っかかって教育の活動をしておるといふ状況が生まれてくるということをおもは強くと認識していかなければならないと思っております。またそういったことで1つは、デジタル化っていっても例えばその基本的にはオンラインなんです。デジタル化って何ぞやっていったら、オンラインで物事をやっという、そのためにはデジタルを、データの整理をやっクラウドで管理して、それでオンラインでやっというということが原則なんです。それでもう一つは、端的に言えば、マイナンバーカードなんかっていうのは今後どういふふうに使われていくんだってということをおもは、今後行政の事務の作業としても皆さんからは便利になるような、こういったやり方をしますということをおもは提示しない限りは、今のインターネットの普及率がどうじゃこうじゃ言うても自分から商品を示さんうちから、インターネットの普及率が悪いというのは供給側の責任なんですよ、あえて言えば、それは、商品が出せないうちから駄目じゃ駄目じゃというのと一緒ですよ。そのこの辺のところの意気込みをおもは町長ね、お聞かせいただきたいことと、もう一つはWi-Fiの考え方。道の駅におけるWi-Fiへの考え方が、今後それを生かすか殺すかっていうのは大きな役割をおもは持っていると思っておりますので、その2点についてお聞きしておきます。

○矢立孝彦議長

持ち時間が迫っておりますので、簡潔にご答弁願います。橋本町長。

○橋本博明町長

あらためて再質問をいただきました。いつも議員のほうからお叱りをいただくことではありますけれども、あらためて私も覚悟を持って、またこのことはですね、各課それぞれで取り組むというよりは全庁を挙げて、あるいはその縦割りを超えて取り組むべきことではないかということをおもはあらためて認識をさせていただきました。町でもそういう体制をつくってですね、あらためてしっかりと取組をさせていただきますと思っております。また、Wi-Fiの件についてもご指摘いただきました。別の観点からですね、先日意見交換会をしたときには高校生からもそういったご指摘をいただいております。ぜひそれを使って、高校生のほうからは特に勉強の観点から頂きましたけれども、経済の観点からもですね、それをしっかりと利用させていただく、道の駅にもしっかりと盛り込ませていただきたいというふうにおもは思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

商工観光課、片山課長。

○片山豊和商工観光課長

フリーWi-Fiにつきまして補足させていただきます。町内では、現在4か所整備しております。道の駅来夢とごうち、三段峡正面口、水梨口、井仁棚田の休憩所でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

最後です。そういうね、ちいちゃいWi-Fiのことを私、言ってるんじゃない。あの道の駅全体を囲い込んでいかなければ、部屋に入っはできるよではね、道の駅できないのよ、道の駅の活かし方は。どこで主体的に動いていっかって、部屋の中で動いていっよりかは周りの周辺をどういふふう周遊していかれるとかね、そういう全体を囲んでのWi-Fi、これは極端に言えばその全体を囲んだときにそれから発するね、仮想空間を通じて情報発信をすることによってその消費者行動がまた変わってくるということ。長々と。終わります。以上です。

○矢立孝彦議長

以上で富永議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。5分程度休憩しますので、場内換気をひとつご協力をいただければと思ひます。5分程度休憩します。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時06分)

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。8番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。8番、角田でございます。終わりの見えない新型コロナウイルス感染症のため、夏場に開催される大きなイベントも軒並み中止となり、楽しみも少なく、お盆の帰省に制限がかかるなど、生活の在り方を変えてしまいました。新型コロナウイルス感染症は、インフルエンザと違って、季節に関係なく感染を続けております。感染防止、治療法の確立が待たれるところでございます。昨日は、台風10号が予想された進路を北上しました。強風域が広いとの前触れどおり、台風が去った後も雨や風が収まるまでに時間がかかったところでございます。安芸太田町で大きな災害がなかったことは幸いでございます。いつものことではございますが、町政運営に日夜ご尽力いただいております町長をはじめ職員の皆様に敬意を表し、通告しております一般質問を行います。風力発電について。安芸太田町、広島市、廿日市市にまたがる地域に風力発電事業が計画されていることが明らかになりました。風力発電は、二酸化炭素の排出が少なく、枯渇することのないクリーンなエネルギーとして全量固定価格買取制度で普及拡大が図られているというものでございます。事業名称は、(仮称)広島西ウインドファーム事業。計画地は、広島市佐伯区、廿日市市、安芸太田町の行政区域付近で、山の尾根筋となっております。発電規模は、最大15万4,800キロワット。風力発電機36基を建設するとあります。事業者は、電源開発株式会社。このことは、令和2年6月27日付の中国新聞で、広島県に最大級風力発電との見出しで掲載をされておりました。町の紹介で、関係する自治振興会の会長にこの事業の計画に関する説明が行われております。また、第2回筒賀財産区管理会におきましても、事業計画の存在について町から説明がありました。令和2年6月23日から7月22日まで計画段階環境配慮書の縦覧ができ、意見書の提出もできるというものでございました。ちなみに、縦覧できる場所は、本町では役場住民生活課と筒賀支所の2か所となっており、私は筒賀支所で2度縦覧をいたしました。その後、第3回筒賀財産区管理会で事業者からの説明があったところでございます。風力発電の概要は、風力発電機1基当たりでは出力4,300キロワット、ローターの径130メートル、ブレード上端、地上高でございますが、最大で150メートル。このような風力発電機を安芸太田町、広島市、廿日市市にまたがる山地に36基設置するもので、配慮書では具体的な設置箇所が分かるものではなく、想定されている計画区域が示されており、計画エリアは3か所で、そのうちの2か所が安芸太田町に関係するものです。そこは、筒賀の坂原地域と布原地域の北側と南側にあり、いずれも水平距離で2キロメートルくらいかと思われ、地域を取り囲むような位置関係にあります。計画段階環境配慮書には、工事中の重大な環境影響は想定されない、工事実施による影響については対象としないこととした。工事の実施による影響については、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手续において適切に調査、予測及び評価をずるとしてありました。この地域を事業実施想定区域に決定するに当たって、自然公園法の指定区域ではないこと、学校や病院の近くではないことなどが理由として挙げられていたと思います。また、この事業は、工事着工までに環境影響評価、各種許認可手続、地権者協議等の合意形成に長期間を要する事業工程となっております。まず、事業認定申請期限が令和20年12月となっており、それまでに方法書により計画内容が具体的に示され、協議があるものだと思っております。こうした大規模風力発電事業計画が突然持ち上がり、町内外で健康被害や環境破壊を心配する声も出始めたところでございます。ここで、次のことについてお尋ねをします。安芸太田町はこの計画の存在をいつ頃承知されたのですか。この事業が進められるに当たって安芸太田町が果たす役目は何なのか。計画段階での環境配慮書に関するものではありませんが、その内容は、水質、土壌、地形や地質、動植物の生態系、景観、人と自然の触れ合い、一般環境中の放射性物質の状況、土地、保安林等についても触れてあり、多岐にわたっております。このたびの縦覧担当窓口は、住民生活課でした。今後どのような対応、対応が生じてくるのか分かりませんが、風力発電に関する担当部署、体制についての考えを伺います。事業想定区域に決定するに当たって、学校や病院の近くではないことなどが理由の一つになっています。大勢の人が集まるところは避けたと解釈できますが、住民の多少に関わらず、集落に対する配慮はあるべきだと思います。このことについて町長はどのような思いでしょうか。この計画が明らかになったとき、計画地域と居住地の関係で温度差があったとしても、住民の多くが健康被害に対する不安、騒音に対する不安、自然景観の破壊や変化に対する不安を抱えることとなりました。発電の際に発生する低周波や騒音被害に対して住民が健康面で不安を持っていることについてどのように思っておられますか。6月定例町議会において町長は、所信表明で、我が町の最大の資源はすばらしい自然にあると言われました。自然を活かした産業振興、観光振興に力を入れると言ってこられました。風力発電事業は、山の尾根付近の地形が大きく様変わりすると予想され、自然景観を損ねる面がある事業のように思いますが、町長の目指しておられる自然を活かしたまちづくりに支障はありませんか。以上6点について答弁を求めます。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

角田議員のほうより風力発電事業についてご質問をいただきました。冒頭の町としていつ頃この事業について承知したかということについては、後ほど担当課長からお話をさせていただきたいと思っております。その上で、まずはこの事業で町が果たす役目は何かというご質問をいただきました。これは議員のご指摘もありましたけれども、地球温暖化の防止や環境保全の観点から自然エネルギーの重要性については私も認識をしております、この点は本事業が地球温暖化対策の観点から望ましいものではあるというふうには考えておりますが、一方で大規模な土地の改変等に伴い、安芸太田町のこのかけがえのない自然環境や近隣住民の穏やかな生活環境等に多大な影響を及ぼすことが強く懸念をされるところであります。町の第一の役割は、まさにこの町民の安全と安心を守ることでありまして、本計画が住民生活にどのような影響を与えるのかしっかりと把握をするとともに、町民の皆様に必要な情報が届けられるよう事業者にも適宜働きかけていくということがまずは大事な役割かと考えております。また、環境への影響についてもですね、環境影響評価法に基づきまして、この環境への影響を極力排除するために意見を述べるということも重要な役割というふうに思っております。他方で、これだけ大きな計画になりますと、これからの安芸太田町のまちづくりにも大変大きな影響を与えるものというふうに思っております。その意味におきまして、町民や環境へのですね、悪い影響を排除するという観点のみならず、また民間事業だから民間の合意が得られれば勝手に進めてもらうという観点だけでなく、さらに私としては一歩進めまして、まちづくりにおいてプラスなのかマイナスなのか、そのためにこの施設を活用できるのかできないのか、そういった観点からの議論を進めていくことも本町にとって町の重要な役割だというふうに考えております。また、風力発電に関する担当部署についてもご質問をいただきました。本件は、住民生活課が窓口というふうに考えておりますけれども、一方で本計画の予定建設地区の多くは町の財産区となっております。その観点でいいますと、本町は、地権者としても関わることとなっております、その部分については財産区管理会、またその事務局である筒賀支所とも連携をしながら対応していきたいというふうに考えております。続いて、住民の多少に関わらず集落に対する配慮ということについてのご指摘がありました。居住者が多い、少ないに関わらずですね、影響が懸念される周辺集落には当然に配慮なされるべきものと考えております。この点、事業者のほうからも、居住者の人数の大小に関わらず、事前の調査、説明等を丁寧に実施するというところでも確認をしているところでございます。引き続き、町としても、事業者に対して適宜指導等を行っていききたいと思っております。続いて、発電の際に発生する低周波や騒音被害に対して、住民が健康面で不安を感じているということについてのご指摘も頂きました。現在示されている計画によりますと、事業の実施想定区域には集落がございます。その集落の前後の尾根に風力発電設備を建設予定とされておりますので、町としても風力発電設備の稼働に伴う騒音や低周波音による生活環境への影響は懸念をしているところであります。そのため、今後の風力発電施設の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、騒音及び低周波音による生活環境への影響を回避、または極力低減するとともに、それができない場合には計画の抜本的な見直しを行うよう、県知事へ環境影響評価法による意見の提出をさせていただいているところであります。今後事業者において、調査、予測及び評価の結果を踏まえた事業計画等について、まずは地域の住民の皆様にご丁寧かつ十分な説明を行っていただくとともに、疑問や意見に対しては誠意を持って対応していただくことが必要であるというふうに考えております。またあの、自然を活かしたまちづくりについてのご指摘がございました。議員ご指摘のとおりですね、私自身は、選挙においても自然を生かしたまちづくりということを訴えてまいりました。この点、本計画は、私自身のまちづくり構想には当初全く入っていなかったものでもございます。そうはいいいながらも、クリーンなエネルギー源として評価をされている風力発電を本町で進めたいという提案はある意味ありがたいことでもございますので、町にとってのメリット、デメリットをしっかりと聞きした上で対応していきたいというふうに考えております。その点、ちょっとお話をさせていただいたのはですね、環境影響評価法というのは環境影響に配慮した意見を公的に申し述べるができるという点ではですね、画期的といいますか、ありがたい法律だと思っておりますけれども、あくまでもこれは意見でございますので、最終的な計画の実施というのについては事業者と地権者が合意をしようとする止めがたいという状況もございます。現実には、広島県の周辺の地域でそういった事例も見られております。ところがですね、この本事業につきましては、先ほどもお話をしたとおり、町は地権者としても関わっているところでもございまして、事業の実施について意見を述べるというのとは別に最終的に合意するか否かということを決めることができる立場でもあるというふうに考えております。ということ

で、先ほどもお話をしました本事業については、環境に影響がないか、町民の安全を確保できるかという点のみならず、まちづくりにプラスかマイナスか、そういった観点からもしっかりと判断をさせていただいた上で、町として、また地権者として町民の声や議員の皆様のご意見もしっかりお聞きしながら今後判断をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

私のほうから、この事業を承知した時期についてご答弁させていただきます。計画を承知しましたのが今年の4月14日でございます。電話のほうで事業者から面会の申入れがございました。しかしながら、新型コロナウイルスの関係で緊急事態宣言が発令されておりましたので、面会をお断りしている時期でございましたので、電子メールで資料の提供を受けたものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

角田議員。

○角田伸一議員

この事業をですね、安芸太田町が承知されたのは、メールで4月の14日というように聞きました。かなり早い時期にですね、町のほうには届いていたと思います。目通しはされて、当然目通しはされておりますし、町のほうは内容についてよくよくご承知のことと思います。まああの、町の果たすべき役割として、やはり町民の安全・安心を守ることが、まあ第一だろうと思いますし、もう一つはその安芸太田町にとってこの事業が本当に必要な事業なのかそうでないのかということですね、しっかりと見極めていただきたいと思います。それと、集落の周辺にですね、この事業計画エリアがあるということ。先ほども住民の多少に関わらず配慮はするとは言いながらも、このたびの配慮書を見るとですね、やはり、その、どちらを向いても2キロ範囲に計画地があるというようなことはですね、これは全く住民に対しての配慮には欠けているというように思います。またあの住民が健康に対して不安を持っていることについてはですね、やはり騒音については風向きにもよりますが、どの範囲まで到達するのかと、こういうことも気にかかりますし、また低周波は目には見えませんが、近くに大規模な低周波の発生源があるということについては不安であるというように思っております。自然を活かしたまちづくりについて、当初は考えていなかったということでございます。こういう実態になりましたので、これはしっかりと考えてもらわなければいけないというように思います。この風力発電事業の工事着工は、数年先となっております。工事着工までには、環境影響評価はですね、配慮書、また方法書、準備書、そして評価書というように段階的に整えられることになっております。また、並行して地権者や自治体との協議も進められます。このたびの計画段階環境配慮書の縦覧は、事業への入り口であったと思います。また、事業想定区域内に安芸太田町も地権者に該当する山林が存在します。地権者としての思いについてを伺います。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続いて、地権者としての思いについてということで頂きました。その前に、あらためて自然を活かしたまちづくりということを私も訴えてまいりました。当初の私の構想にないというのは、あらためてこの風力発電施設があろうがなかろうが、私としては自然を活かしたまちづくりを進めたいという思いを持っておりまして、そういった考え方にとってこの風力発電所が果たして合うのか合わないのか、環境を壊すという意味では大きな問題ではあります。また、地域によっては、この風力発電をある意味観光資源として使っているというようなこともお聞きしました。そういうことも含めて、これからプラス・マイナスいずれが多いかということもしっかりと見極めていきたいという趣旨でございました。その上で、地権者としての思いについてということでございました。地権者としての思いというか、今の段階でいいますと、地権者としてあらためて配慮しなければならないという意味で、ちょっとお答えをさせてもらえればと思うんですが、筒賀財産区を調べたところですね、明治23年に筒賀村有林が創設されたということでございまして、今年は創設から130周年となったというふうに聞いております。その上で、平成16年の町村合併時においてこの村有林全域が筒賀財産区と位置づけられまして、町長はこの財産区の管理者として財産区管理会にて決定される財産区管理計画に基づいて管理運営を行う立場となっております。その上で、昭和49年策定の第4次計画、財産区管理計画の第4次計画におきまして、経営の合理化と林地生産力の増強を図り、その経営を通じて筒賀村の財政力向上、及び

地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする一方で、森林が持つ治山治水、環境保全等の公益的機能の役割も十分配慮されなければならないということが規定をされております。具体的にはですね後段の部分なんですけれども、森林の公益的機能を保全する方法として、学術参考林の設定や保護樹帯の配備などを通じて自然環境の保全と森林の公益的機能の維持向上を図ることが規定をされております。学術参考林というのは、龍頭峡の上のほうにある悠久の森とかあそこら辺が学術参考林となっているとお聞きしておるんですが、それとは別に尾根筋の急峻な林地は一般に土層が浅く、土地生産力が低い反面、防風、防災、自然保護の観点から残存させることが望ましいため、稜線及び小尾根は既存林分を保護樹帯として残存させ、収穫の対象からは除外をしております。つまり、今申し上げました保護樹帯というのが管理上はですね禁伐施業団として明確に位置づけられておまして、開発計画との関係から考えますと、今まさに事業が計画されております広島西ウインドファームの想定計画地となる当財産区の稜線や尾根筋の大半はこの保護樹林帯に含まれるため、保護林の伐倒、道路開設に伴う掘削、電力風車の整備等については財産区管理計画に照らしてもですね、慎重な判断を要するというふうに思っておりますし、防風、防災、自然保護に対する明確な対策が示されなければ適さない計画ではないかというふうにも考えているところでございます。こういったことを踏まえながらこれから判断をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

角田議員。

○角田伸一議員

筒賀財産区のことを詳しく聞かせていただきました。過去に筒賀財産区の仕事もですね、しておりますですね、ちょっと思い出したところでございます。これから事業が推進されるに当たって事業計画地の詳しい調査等もあろうかと思っておりますが、この筒賀財産区の山林については中に貸付地があります。ご存じでしょうか。これは、広島県、それと造林公社にですね、過去、地上権を設定をしたところがございます。これから調査に当たってはですね、当然そことのもので、協議も必要であると思っております。また、筒賀財産区管理会のことにもちょっと触れられましたが、この財産区の山林で行うことについては財産区管理会の同意を得なくては其の効力を発しないということがございますので、こうした手続もですね、手抜かりのないようにやっていただきたいと思っております。もう一点、計画段階環境配慮書を縦覧したときにですね、その中に町指定の文化財、奥ノ原鉦山跡の磁鉄鉦床の記述がなかったように思いますが、この点については文化財でございますので、町のほうでも確認をしておいていただきたいと思っております。風力発電事業について、(仮称)広島西ウインドファーム事業計画段階環境配慮書の縦覧による情報に基づき質問をさせていただきました。環境評価の段階であり、具体的なものは見えてきません。しかし、この事業が進められるに当たって、安芸太田町としては、住民の理解を得ながら住民の安全と安心な生活環境を守ることを最優先として、災害を起こさない山林の保全、自然環境保全を見据えた事業の在り方について最大限の努力をするべきだと思います。事業者主導で事業が進められることがないようというのを申し添えまして、私の一般質問を終わります。

○矢立孝彦議長

以上で角田議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。

(休憩 午前 11 時 35 分)

(再開 午後 1 時 30 分)

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。3番、平岡昭洋議員。

○平岡昭洋議員

皆さん、こんにちは。3番議員の平岡でございます。今回の一般質問は、実は質問提出期限の5日前にはできておりましたんですが、このままいくと1番になると思って、頃合いを計って2番を狙いにいって結局3番ということになってしましまして、まああのお昼一番ですけど、まだこのぐらいなら眠たくないと思っておりますので、頑張って質問させていただきますので、ぜひ真摯にお答えいただけたらと思います。それでは、一番最初の質問です。副町長の人事についてという表題にしております。4月の町長改選以来、7月に至ってようやく副町長の人事が決定しました。町内住民からの選出の声もありましたが、結果は県職員からの抜てきとなりました。この人事を決定した主たる理由とその狙いを町長に聞きたい。また、副町長には通告しております2、3、すなわち副町長としてのその役割と本町の抱える課題に対する客観的な認識について副町長自身の考えを聞きたい。以上2つ、答弁をお願いします。

○矢立孝彦議長
橋本町長。

○橋本博明町長

平岡議員より、まずは今回の副町長人事についてご質問をいただきました。私自身がですね、副町長人事を行うに当たって考えましたのは、まずは役場の中のガバナンスの問題でございました。私自身が選挙期間中にもお話をしましたのは、私自身のこれまでの経歴といいますか、特に町外との人脈やパイプ、これをぜひ使わせていただいで安芸太田町の活性化を進めたいと、町内に新しい風を呼び込むために町外とのつながりをより多く持っている私自身を使ってほしいということを訴えてまいりました。そういった意味では、もちろん町長として町の仕事そのものについては全責任があるわけでございますけれども、特に果たすべきといいますか、あるいは期待される役割として、どちらかという町の営業マンとして今までの人脈を活用しながら、外を飛び回りながらですね、仕事をさせていただくと。そういったときに、逆にその私自身が安心して外で活動ができるためには、ある意味役場内についてもしっかりと取りまとめができる、役場内の仕事を回すのにですね、安心して任せることができる人材を確保したいという思いを強く思っております。加えて、私自身もかつて公務員として仕事をすることがございますが、特に地方自治体での行政経験というのはありません。その意味において、もちろん政策的な判断は行わせていただきますけれども、行政実務の観点から、その適宜といいますか、そういう判断については少し疎い部分もあろうかと思っております。加えて、ここ数年、本町におきましてはですね、職員の不幸事も散見をされていたことから、コンプライアンスをしっかりとこの安芸太田町の役場の中で根づかせることができる、そういう意味で行政実務に強い人材がよいのではないかとということも考えておりました。さらに、なんと申しますか、条件としてありがたいと思っておりますのは、こういう地域でもございますので、全然安芸太田町を知らないという人物よりは、むしろ何らかの関わりがあってですね、安芸太田町のことをある程度分かっておられる、あるいは安芸太田町民の皆さんもよく知っているというか、あるいはある程度知っておられるという人物であれば、なおいいのではないかと。いくつか大変難しい条件がございましたが、その中で適材を探す中でですね、少しお時間をいただきましたし、皆様にもご心配をおかけしたところではございますが、最終的には知事に直談判をさせていただく中で、県庁内でも多分人事的にはイレギュラーなタイミングだったということもあって相当無理をさせていただいたのではないかと思いますけれども、結果として条件に合うといいますか人物をご推薦していただいたというふうに思っております。知事からはですね、何度も県庁として自信を持って推薦できると太鼓判を押していただいたところでございました。私自身も、大変期待をしているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

2点ほどございました。まず、最初の副町長の最大の役割は何かという部分について答えさせていただきます。まず、地方自治法上では、副町長の職務は町長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することであるというふうに定めてあります。そういった中で、私に具体的な新たに示された任務につきましては、新たに就任された町長の下、今後新たな施策を展開していくこととなりますけれども、これらの施策を円滑に実施していくため、私自身が職員の皆さんとしっかりと話をした上で、町長と職員間における施策の目的や現状における課題の共有、関係課が連携した効果的な施策の実施、施策効果の早期発現に向けたスピード感のある業務遂行などについてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。現在安芸太田町は、人口減少をはじめ多くの課題に直面しておりますけれども、今後とも職員が一丸となり、各施策を円滑に実施し、課題を一つ一つ解決していくことで町民の皆様にご貢献していきたいというふうに考えております。2点目のお尋ねでございます。町外出身者として客観的に現在の本町の最大の課題は何と捉えているかということでございます。安芸太田町における最大の課題は、既に言われているとおり、人口減少であるというふうに考えております。人口減少は、これまでの状況を見れば明らかのように、JR可部線の廃止、あるいは各種商店の閉鎖など、町内のあらゆるサービスの縮小を招きます。しかしながら、令和元年の人口動態で、住民基本台帳人口で見ますと、全国で約30万6,000人、広島県でも約1万2,000人が減少するなど、小さな安芸太田町で解決するには非常に大きな課題でもございます。一方、このような中ではございますが、近隣の安芸高田市や北広島町では、昨年1年間では人口は減少しておりますが、社会増となっております。これらのことから、すぐに人口減少を防いでいくということはハードルが高くても、社会増を通じて徐々に人口の減少を緩

和していくことは可能ではないかというふうに考えております。このため、自然をはじめとする安芸太田町の魅力、これをあらゆる方面で最大限活かすことや現在取り組んでおります定住施策などを効果的に実施することなどを通じまして、可能な限り人口減少に歯止めをかけていきたいというふうに考えております。以上です。

○矢立孝彦議長

平岡議員。

○平岡昭洋議員

私がこの質問をしましたのは、今の2つのことを本当に聞きたかったからなのと、副町長とまだしっかりお話をしたことがないし、また話されるところを聞いたことがなかったんで、ぜひどういうしゃべり方をされて、どういう考えをお持ちなのか等を聞きたかったということなんでこれ以上に多くの質問をする気はありませんけれど、ただ一つだけ分かっていたきたいのは、今回副町長の選出に関して、町内の中にもですね、町内の人材を登用してはどうかという意見が私のところにいっぱいありまして、私は基本的に、こういうことを言うところとちょっとかっこよく聞こえますけど、町長にあまりそういうことで雑音を入れたくないと思ったので一言も誰という言葉を使ったことはありませんけれど、少なくともこの町内では副町長という方は高収入です。安芸太田町でやはり皆さんが一方で苦しめるのは、やっぱり収入ということの少なさ。高収入を得られるということは、私が一つ思ったことは、町内の方が一人でもそういう役職に就けられたらその収入によって、やっぱり家族または町内も潤うんじゃないかという思いも片方にあるんですね、町外から得れることだけが特別いいとは思えなかったんですけど、できればですね、別に重圧をかけるとかそういう気はありませんけれど、ぜひ、その、やっぱり一人でも雇用を創出できたのをよそから来ていただいたというその思いも一つに含めてですね、最低、町長とやっていただく間ですね、この町にかけていただきたい、そう思っております。以上でこの質問は終わります。2番目の質問に入ります。道路の改修工事について。私が戸河内明神橋近辺の国道191号線のレベル4の看板について一般質問をしてからはや3年近くが経ちます。その当時、なぜその質問をしたかと申しますと、レベル4という道路交通における危険度が一番高いという区間だと国が判断しているにも関わらず、もしかすれば見落とすかもしれない看板1枚を立てて、いかにも注意義務を果たしているかに見える無責任なやり方に腹が立ったからです。予算には限りがあります。財政上の困難は理解しておるつもりです。しかし、道路は、住民生活の要です。安心・安全を言うなら、まず生活の基盤のインフラを整えることです。本町では、その後も何度も崩落事故があり、加計地区では残念ながら貴い人命が失われています。この3年を見る限り、現実には事故が起きて初めて改修が行われているのにすぎません。この町には予防という言葉はないのでしょうか。人の命の危険の代償でしか改修工事が行われないのでしょうか。レベル4の質問をしたとき、町からは、計画として一番に松原地区の道路改修の可能性あることを聞きました。しかし、今に至ってもその計画の進展の話は聞こえてきません。一体どうなっているのか聞きたい。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

特に松原地区の道路についてのご質問ではございましたけれども、あらためて議員のご指摘をお聞きしながらですね、まさにご指摘のとおり、まず本町においては生活基盤のインフラ、あるいは安心・安全を、町民の安心・安全を守っていくという意味でもですね、道路整備というのはあらためて重要なことであるということをおあらためて強く認識をさせていただきました。その上で、松原地区の件でございますけれども、あのご指摘のとおり、長らく地元からはご要望があったということでございますが、ようやく平成28年度からスタートした県の道路整備5か年計画に掲載されたところだというふうに聞いております。詳細は、現状の詳細についてはですね、担当課長から説明をいたしますけれども、28年度に計画には上がったけれども、実際に事業がスタートしたのは平成29年度ということだということと、それ以降、特に県内では平成30年度には大規模な土砂災害も発生したということで、なかなかこちらの事業のほうには予算がつかず、結果として事業が進まない状況が続いたというお話も聞いております。ただ、あらためて大変危ない道路でもございます。また、松原地区に限らず、町内にはですね、そういった地域もたくさんございますので、今年度県のほうではですね、新しい5か年の道路整備計画を定める年にもなっておりますもんですから、その5か年計画の中に一つでも多く町内のそういった整備すべき道路計画をですね、入れさせていただけるように県などにもしっかりとご要望を、しっかりと要望を行わせていただいて、少しでも早くそれらの事業が進むように引き続き働きかけをさせていただいた

いと思っております。詳細については、担当課長より説明をさせます。

○矢立孝彦議長

建設課、武田課長。

○武田雄二建設課長

失礼いたしました。議員さんより質問いただきました国道 191 号線の道路改良について、現在の状況を説明させていただきます。国道 191 号の松原地区の虫木トンネルから松原交差点までの約 1.5 キロメートルの道路改良となります。この箇所は、道路勾配が 10%を超えるため、冬季積雪時には通行車両が立ち往生をしたりしたことで渋滞を起こす事態が多発しております。またあわせまして、線形が悪く、視距の確認が困難の箇所となっております。町長からもありましたが、平成 28 年度から今年度までの 5 年計画として、広島県道路整備計画に事業箇所として位置づけられ、道路改良事業として、県事業として取り組むこととなっております。来年度からは、次期計画、3 年度から 7 年度ですが、事業として継続事業となるように要望をしておるところです。現在の事業の実施状況ですが、計画初年度、平成 28 年度におきましては事業実施はされませんでした。以降におきまして平成 29 年度には予備設計を行いました。平成 30 年度においては、7 月災害の関係で影響を受けまして、令和元年度へ繰越しをいたしまして地形測量を実施いたしました。今年度におきましては、詳細設計の実施予定と県より情報を受けております。平成 29 年度において、県、町、地元と協議をいたしました。ルート検討を行いました。現道案を利用するか、バイパス案などの案を協議いたしまして、協議の結果、現道案で進めていくことで地元、県、町と決定いたしております。今年度からの詳細測量が完了いたしましたら、今後は用地測量を行います。その後、所有者の確認、用地の交渉、取得を行う必要があります。その後に工事実施となるため、なかなか住民の皆様には目に見える形での状態には至っておりません。今年度はコロナ感染防止対策により全ての要望活動は実施できておりませんが、昨年度までは、広島県国土交通省地方整備局、県議会、地元選出国會議員の皆様へ早期事業実施及び完了に向けての予算確保の要望活動を行っております。この活動を来年度実施いたしまして、早期に、住民の皆様はもとより、通行車両が安全に通行できるように目に見える形での予算確保につながるよう強く要望を続けてまいりたいと思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

平岡議員。

○平岡昭洋議員

建設のほうの進捗具合とかそういうことは私にはちょっと分からないんで、一応細々とやっているというように聞こえましたけれど。決して事情が分からないわけではない。ただ、やっぱり思うことは、私はここに帰りまして 10 年間ですけれど、この 10 年間、結構高速代金も高いものですから湯来とかその辺を抜けて、廿日市を抜けて広島へ出ることが多くて、この道はこの 10 年間ですごくよくなってるんですね、今まで曲がりくねってたようなところがどどんききれいに舗装されて、トンネルもできて。決してお金がないといって単にできないのかなと。じゃあ、なぜこちらはやらなくて向こうはやるのかと、いうことは何かの差であろうとしかちょっと思えないんですね。その間にですね、こちらでは、やっぱり加計のほうで残念ながら、本当に運の悪いああいう事故で人命が失われていると。今回も崩落したところを見ると、明らかに前からそこは危ないと思われている、別に特別なところは崩れてない。まさしくレベル 4 なんですよ。レベル 4 だと思われているところは全部崩れてるわけで、これからも何度もそれが起こり得るし、それが起こった後にですね、また改修が行われる歴史が繰り返されるかと思うとですね、やはり何となくむなしいものを感じます。できればですね、常にいろんなところに訴えかけてですね、早く道を作る、また広げる、いろいろな人命を救うというような感覚でですね、措置を取ってもらいたいと思っております。今の現状については、喚起をしたいと思ってこの質問をしましたんで、ぜひですね、心に焼き付けてですね、今年度、来年度ですね、この場所にも関わらずですね、加計だとか、もういっぱいあります。もう道路を走るのに上を見て、レベル 4 だからどっか落ちてくるかもしれないからといって、走りなさいよと言ってるのは変な話なんですよ。気をつけてどう走ればええかと。走ってるのに気をつけなさいと言われてもかなわないです。そういう道をやはり持つてるこの町はですね、それだけで、やっぱりよその方に来てくださいということは非常に失礼だと私は思いますので、ぜひそういう観点からも要望を挙げて実施をしてやりたいと。以上です。では、3 番目の質問に入ります。8 番議員からも質問があつて、私が聞きたいことはほとんど聞かれました。風力発電についてですね。私より詳しく述べていただきましたので私はそれほど言うことはないんですが、私なりに何か見たいと思ひまして、この前、山陰をですね、ずっとドライブしまして、大田のほうから大田市のほう、

ずっと風車を見て回って、最後に出雲に行きましてですね、出雲半島というんですか、その手前のほうから、もうたくさんあります。150メートルではないと思います。少なくとも100メートル以下の規模の風車がいっぱいございました。なぜ私がそういうことにこだわってるのかということですね、私はもともと営利企業におりましたから、物事をするということはそれは利益が、自分たちの利益になることかどうかということが初めに来ます。メリットとデメリットって見て、デメリットが多いならやらないし、メリットが多いと思えばやる価値があると考えてるんで。今回の風力発電の話は降ったような、降ってきたような話ではありますが、電源開発という会社も私は上場企業で知っておりますし、しっかりした事業体ですので、大きな事業がこの町の活性化に、もしつながるならと。私は、きれいごとを言う気はありません。環境が何だとか何だとかといっても、こちらに帰ってきてですね、環境がいいけど、人が居ないという。自然が素晴らしいと、みんな自然が素晴らしいと言ってるんだけど、本当に皆さんが自然が素晴らしいと言っているのは、大自然ではなくて里山ではないかと私は思ってるんですね。人がどっかに居て、そこに管理されているものをみんなは自然が素晴らしいと思ってる。それならですね、20年後に例えば6,000人が3,000人になる可能性があるこの町にですね、今このものを導入したときに何の効果があるのかということ、やっぱり真剣に調べていただきたい。特に一番思うのは、向こうの事業体以上にこの町に専門家をやしながらいただきたい。勉強してもらってですね、彼らが言う発言をもっと、いや、そうではない、こうだと、こういうことが言えるぐらいの勉強をしてですね、この事業をですね、やる、やらないは別としてですね、判断できる能力を持つまで勉強していただきたいと私は思ってるんですね。やっぱり向こうが言ってることには、こちらから見たらぐさっとくることがあります。この前、一応事業者から説明会がありました。そのときに何を彼らが言ったかは、私はあえて何も言いませんでしたけれど、やっぱり低周波のことでですね、非常に訴える方がいらっしゃって、その人たちを実際に旅行に連れてって風力発電の近くで宿舎に泊まってもらったと。そしたら、やっぱり次の日にやっぱり低周波が大変で大変でということでは言われたんだけど、実際夜はそれを止めとったんですよという言い方をされたんですね。普通の営業マンなら、そんなことを言ったら相手がどんなに怒るかには普通に分かるんです。やっぱり分からないんですね、そういう言い方をしたらどういうことを相手を感じるかっていう。その程度の人たちだと私は思いましたけれど、まあ逆に考えたらその程度の甘いことを考えてるんですね。実際には、旅行に連れてったら低周波で訴えてる人が、夜、実際には風力発電を回してないのにですね、朝行ったら、もううるさくてしょうがなかったとかですね、低周波で眠れなかったとか言ったと冗談めかして言ってるわけですけど、それではもう話なんかは本当はまとまらないし、逆に考えたら本当に低周波はどんなものなのか、150メートル立ったものは一体どのような影響があるのかですね、逆に考えたら、もし、私もこういうことを言うと怒られるかもしれませんが、風車も自然だと思えます。出雲ではそういうふうに見えました。風車のある町の姿がある一つの自然に見えました。決して、別に観光に利用するとかそういうんじゃないんです。人間が一生懸命やろうと思って、それで人間が一番ですから。鳥が、バードストライクがあるといっても、鳥が死のうと何があるうとまず取りあえず人間が生き残ることを前提に考えて、この町が維持できる、そのためにこれが役に立つならですね、そういう発想の中に物を考えていたわけで。そのためには、当然いろいろな方がいらっしゃいます。これに反対する方は当然います。それも受けて立てるだけの勉強をしてもらいたい。いつもそれを感じるんです。勉強不足ではないかなと思うことがあります、何となく。中学校の解体工事のときにもそう思いました。アスベストなんて、あの当時に造ったものは事前にもっともう分かっているはずじゃないのかと。掘ってみたら地下の地盤がですね、建物の地盤が結構強固なものだったから、お金が余分に補正でかかりますよと。どう見てもあんな河原で造ったものはもっと、やっぱり地盤を深く、やっぱり造ってんじゃないのかと。当然ある程度プロだったら予想して初めに予算を立てるものがですね、後から出てくると、私にとって見たらああいうのは許せないんですね、すごく。何でと思うことがよくある。分からないことは幾らあるかもしれませんが、何となく今回のこともですね、単なる受け身ではなくて、やっぱり自分たちに活かせる、自分たちの町が生き残るためにこれが活かせるなら利用してやろうと、そのぐらいの覚悟でやっていただけないかなと私は思ってこの質問を出してるんですけど、町としての考えを取りあえずちょっと聞きたいんで、お願いします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

風力発電事業についてご質問いただきました。あの先ほどの角田議員からも同様のご指摘をいただきましたのでそういった意味では本町の対応というのもあのお話をしたとおりでございますけれども、

あらためて今の平岡議員のお話を聞きながらですね、私自身も自然エネルギーという意味では環境には優しいのだろうと思いつつも、ご指摘のとおり、事業として担うという意味では金もうけの手段の一つとして取り組んでおられるということは冷静に考えなければならないなというふうに思っております。ご指摘のように、儲からなければ当然やらないわけで、いろんなことを言っておられますが、言い方は悪いですが、金儲けの手段の一つとしてそこは事業者の皆さんも冷静に考えながら進められておられるわけですから、我々も同じように冷静に、環境に優しいといろいろ言われるかもしれませんが、それはそれとして、何と言うんでしょうか、そういったことに惑わされずにですね町にとってではどういうメリットがあるのか、プラス・マイナスをしっかりと冷静にやっぱり判断をしていかなければならないなと思っております。あの町の生き残りの話もされました。私自身は、先ほどもお話をしたように、自然を活かしたまちづくりを進めたいという話をしておりましたし、その構想の中にこの風力発電というのは当然、頭になかったわけですから、この風力発電事業が進もうが進むまいが自然を活かしたまちづくりは進めていきたいという思いでございます。ただ、今回そういった意味で新たに出てきた要素に対して、当初の構想からなかったからといって取り上げないというわけではなくてですね、ではその自然を生かしたまちづくりの中にどういう形でこの風力発電事業を活かすことができるのか、活かすことができないのであればではどうするのか、そういった立場でですね、考えていきたいと思っております。今はもろもろ考えながらも、詳細な計画もまだ出てないもんですから、あまり予断を持って対応するべき段階ではないとは思っておりますが、またあの引き続き詳細な話が出てから、またそれを町民の皆さんに事業者さんがどのように説明をされていくのか、その説明過程の中で町民の皆さんがどう受け止められるか、そういったことをまたしっかり見ていきたいと思っております。あと加えて、特にこういった問題についてですね庁内でも専門家をしっかりと育てて、しっかりと勉強するようというお話もございました。往々にして、役場が対処する仕事も広いもんですから、それぞれの個別の件についてどこまで専門家が育てられているかということについてはですね、議員ご指摘のように、まだまだ不足しているところもあろうかと思っております。ただあの、そうとばかりは言っておられませんので、我々としても勉強させていただきながら、またそういう意味では我々がにわかにも勉強する以上でですね、この分野における専門家の皆さんからもですね、しっかりとお話を聞きながらですね、対応を進めていきたいなと思っております。あのいずれにしても、最終的には、もう一つ申し上げますと、特に例えば低周波、低周波の影響についてはですね、やはり学者の中でもいろんな意見を言っておられるところからでございますので、最終的に学問の分野でも結論が出てないところからですね、我々が勉強してどれだけそのなんていうか、その白黒つけられるのかというのはなかなか難しい部分もあるのではないかなと感じております。一方で、町に対してどういうメリットがあるか、デメリットがあるかということについては、まさに我々が主体的に考えなければならないですし、主体的に判断ができる分野でもあろうかと思っておりますので、そういう部分での考え方を私としてはしっかりと考えていきながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

平岡議員。

○平岡昭洋議員

まああのこの質問については、あと4人の方が同じ質問をされるようですから、一応この辺にしておきますけれど、ぜひですね、町が矢面に立つことを疎ましく思わないで。やっぱりあの、その覚悟があれば、人は説得できます。自分たちが受け身だとなった途端にかえって矢は降ってきますから、ぜひですね、勉強してほしいというのはそういう意味です。自分たちはこう思うんだということをきちっと言ってですね、それに対して反対の方もいっぱいいるし、賛成の方もいらっしゃるでしょう。だけど、これ自分たちはこうだからこうしたいんだということを、動くということがたぶん何か物が進む在り方だと思いますので、ぜひこの風力発電に関してはですね、ただお客様みたいに事業会社から言われたからこうやってこうやって要求を出して、それが通らなくて、そういう感覚では私は何にも起こらないという、ちょっと気がします。次の質問に参ります。最後の質問です。DX、デジタルトランスフォーメーションについて。私は、あまり向こうの言葉は好きじゃないんで、コロナウイルス感染症の流行とともに最近ではDXという言葉がよく使われています。まあDXとは、調べると、ITデジタルを駆使してビジネスに関わるあらゆる事象に変革をもたらすことと言われてはいますが、一般的に分かりやすい例では、仕事のために必ずしも毎日会社に出勤する必要がない社会がいずれ訪れる可能性があるということ。業種によれば、会社の社屋でさえ高い家賃のかかる都会に構える必要がない社会になるかもしれません。IT技術の向上は、仕事の在り方そのものを変え、そのことは社会構造までも大きく変え

る可能性があります。翻って、安芸太田町にとってはどうでしょうか。これまでの、どんなに頑張っても勉強してもその努力が報われるような仕事がないために仕方なく都会へ出ざるを得ない、これまでのような現実、このDXによって大きく変わるかもしれません。一度町外へ出てしまうと戻るとは想像以上に容易ではないことは、本町の過疎化の歴史が物語っております。私は、DXによる大きなうねりは本町にとって千載一遇のチャンスではないかと思っております。高速を使えば僅か1時間で市内に出られるという強みがそれならいっそのこと一家ごと市内に出まわろうという逆説的な弱さに結びついていった昨今の現状が、週に一、二度の会社勤務で済むならいっそのこと生活コストが安く、環境のいい田舎に住んで人生を楽しもうというライフスタイルに変わる可能性があります。町としてこの大きな社会構造の変化をどう考えていますか。また、どのようなプランを持っていますか。聞きたい。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

平岡議員のほうからDXの件、特にまあコロナウイルス、今回の流れ、感染症の流れの中でですね、DXについて、または町としてのアクションプランについてもご質問をいただきました。あの冒頭富永議員のご質問にもお答えをいたしましたけれども、新型コロナウイルスの影響という意味では、町にとってはピンチでもあり、またチャンスでもあるというふうに受け止めております。特にそのチャンスの部分について、議員もテレワークといいますが、その話をさせていただきましたが、実際に6月ですね内閣府の調査によりますと、テレワークの実施率、業種別、雇用形態別、地域別で大きく異なるけれども、全国で34.6%、東京圏では48.9%がテレワークを実施していると。また、テレワーク経験者の約25%が地方移住への関心が高まったと回答されているということを見ておられます。あらためて本町にとっては大きなチャンスではないかというふうに捉えております。そのためにDX、この町内においてどういう形で進めるかということについてのアクションプランをまさにつくるためにデジタル人材の派遣をお願いしているところでございまして、なかなか具体化が進んでいないというご指摘をいただいておりますけれども、あらためてこのデジタル人材の派遣制度を活用させていただきながら、まずは町としてどういう分野で導入ができるかということも取り組んでいかなければならないと思っております。また、あのワーケーションについてはですね、今回補正予算のほうでも少し予算をいただきました。はじまりの家という形ではありますけれども、それに加えてワーケーションができるような環境を整備する、そういった予算組みもいただいております。またあるいは、今後そういった予算も組んでいきたいと思っております。環境を整えると同時に、そういった方が今度は住んでいただく環境をまたつくっていかなければならないと思っております。あらためてそういった移住のことも視野に入れながら、また町としてDXについてのアクションプラン、あの早急に取りまとめができるようにあらためて町全体でしっかりと取り組むような体制もつくらせていただきながら取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

平岡議員。

○平岡昭洋議員

分かりました。私は、38年間いわゆるセールスマンをやっておりましたので物の考え方が割とセールスマン的なところがあると思っておりますけれども、私でしたらまず町の中で、このDXの本部をつくる、それは当然そのはじまりの家とかそういうことも含めてですね。何をするかというと、市内とかそういうところの主立った企業を全部抜粋して、全部電話外交してアポイントを取る。こちらで移住プランを用意して、その社長とか役員に管理に提言していく、どんどん。ここにあなたはいる必要はないんじゃないかと、安芸太田町に来たらどうでしょうか。そういうのを狙って、100件やれば1件ぐらいは当たるかもしれません。私は、電話外交するときはそう思ってやりました。100件ぐらい電話すれば1件ぐらいはもしかしたらいくかもしれない。非常に慣れない方には厳しいかもしれませんが、そういうことを、やっぱりアクションするといえばそういうことなんです。待ってても来ないです。要するに、安芸太田町ぐらいの自然のところは日本どこにも今あります。みんなが今あそこはすごいと言っているのは何かをやったからすごいんであって、ずっと待っててすごいところなんか一つもないです。ですから、本当にすごいというところは、普通に考えたら安芸太田町より環境が悪いんじゃないのと思うところが今脚光を浴びていることが多いです。なぜかというたら、アクションせざるを得なかったから。やっぱり困っているということは、やっぱり行動するということなんです。今はまだちょっと余裕があるから構えられると思うんですけど、少しずつ余裕がなくなって動くというのはほんとに大変なこ

とで、今少し余裕があるときに例え2人、3人でもですね、今私が言ったようなプランでもね、いろいろなことをやって、どうしたらほんとに移住してくれる方がこのDXの環境でいけるのかと、活かせるのかと。もう広島市内にいる必要はないわけですから。会社でも、高い家賃を払ってあそこにある必要はないかもしれない。そういう会社は意外にあるかもしれないですよ。そういうところに、どうですかと、道の駅と一緒にタッグでここにマンションを建ててどうですかとかですね、いろいろなプランを自分たちで発想してぶつけていくと。それは、何かを必ず生むと思いますので。多分役場に何十年もいらっしゃる方にはものすごい苦痛な作業です、私が言うのは割と簡単に聞こえるでしょうけど。ほんとに全く知らないところにどんどん電話してですね、そのトップの方にアポイントを取るという作業だけでも本当はすごく大変です。そう簡単なことでは、言うほど簡単ではないとは分かっておりますが、ただそういうことを一つずつ始めていって人が成長する、職員も成長する、町内の中、この職場の中も一つになるということが必ずこの町にも波及する、そういうことがたぶんあると私は確信しておりますので、ぜひそのことも含めてですね、こういう本当にチャンスが来てるんです。ここにチャンスがあるのに掴むか掴まないかはですね、本当はちょっとの差なんです。このちょっとの差をやられないところはいつまでたってもずっと同じことをやってるし、ちょっとの差をやったところはですね、何かあそこはすごいぞ、すごいぞと言ってるわけですね。本当はこのちょっとの差の努力をしてるかしらないかの違いだと私は思っておりますので、ぜひそこも含めて検討いただきたい。職員の方もですね、本当に安芸太田町の職員になって幸せだと、仕事をしたと思うんならですね、そういう創造的なことをやってもらいたいんです。何か創造を、一つでもいいから創造できる、そういうことを一つやったら自分が仕事をしたという意味が分かります。ただ与えられたことをやってるということは、仕事とは、本当の仕事なんじゃないかな、それは。やっぱりその辺をすればですね、何か変わって、この町全体も変わるしですね、私たち自身もですね、町の人たちもみんなですね、そういう影響を必ず受けてくると思いますので。ちょっと口幅たく聞こえるかもしれないですけど、三十何年間、朝から晩まで電話外交をやっていた人間から見ればですね、そういうことを一つやるというのは、多分100件のうち1件は社長が感じ入るはずで、社長だから。すごいと、この町はと。自分のとこへわざわざアポを取ってきてこんな話をしたと。できる、できないは別ですね。そういうことが何かを変えていくと思いますので、ぜひ一度検討いただきたい。以上で終わらせていただきます。

○矢立孝彦議長

以上で平岡議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。5分程度休憩しますので、議場換気にご協力願います。

(休憩 午後2時17分)

(再開 午後2時24分)

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。10番、吉見茂議員。

○吉見茂議員

10番、吉見でございます。よろしく申し上げます。本日の一般質問は、まず月ヶ瀬温泉の課題について、公共施設の管理について、危険住宅の移転支援について、河川管理について、広島西ウインドファーム事業について。5番目のウインドファームの事業については、これまで数名の議員さんが聞かれましたので、これはなしで、4つの質問のほうをさせていただきます。まず最初に、月ヶ瀬温泉の課題についてでございます。多くの方が待ち望んでいた月ヶ瀬温泉がオープンをいたしました。8月1日にオープンして約1か月ちょっとたちますけれども、この8月の集客人数であるとか、状況についてどうだったかという質問を一つずつさせていただきます。この事業、町としても今後利用促進についてしっかりと支えていかなくてはならないというふうに思います。どのような支援をされていく予定なのかお聞かせいただきたいと思います。この月ヶ瀬温泉を含む地方創生の生涯何たらの事業について、数年前から始まっておりますけれども、通告の質問では開業年度からの補助金の期間と金額の根拠というのを聞かせてもらっていますが、聞くところによると、補助金については今年が最後の予定というふうに聞かせてもらってますので、この質問をちょっと変えさせていただいて、このJOC Aに対してこれまで幾らの補助金などを投入しているかというのがもし分かれば簡単に総金額を教えてくださいというふうに思います。今回、加計市外の町民の方からお電話をいただきました。月ヶ瀬温泉周辺の集落の世帯の方は期間無制限、無料で入浴できると聞いたが、本当だろうか。民間の運営ではあるが、国や町が補助金を出した施設なので、利用料金を地域によって差をつけるのはいかがなものか。せっかく地元に

できた施設なので協力して利用しようと思っていたが、この話を聞いて非常に残念に思っている。周辺地域には迷惑もかけているので期間限定とか、回数券とかの配付であるならば納得はできるけれども、無制限に入浴無料というのは納得できないというようなお電話をいただきました。私も、電話があったときに、なるほど、そうかなというふうに感じております。一部地域限定の期間無制限、入浴無料の理由について事前に町とも協議をされて決定されたことかとは思いますが、その内容についてご説明のほうをよろしくお願いします。また、決定された際、地元との協議は十分にされていたのかどうか、そこについてもお聞かせください。

○矢立孝彦議長

ただいまの質問中、通告外質問がございましたけれども、答弁については執行部の裁量で行ってください。ご答弁願います。橋本町長。

○橋本博明町長

月ヶ瀬温泉につきましてですね、ご質問いただきました。まず、冒頭の8月の運営状況については、後ほど担当課長よりご説明をさせていただきたいと思っております。その上で、町としての利用促進の支援についてのご質問がございました。町としての利用促進の支援というのはですね、特に今後平常運転といいますか、時間がたって普通の平常運転になったときに、どの程度利用をしていただけることになっているのか、そのあたりを見極めながら対応をすべきだとは思っておりますが、その上で町としてはあくまでも本来なら自立して経営をしていただくというのが基本と考えておりますので、例えば補助金のような経営への直接支援ということではなくて、側面支援ですね、例えば今も少しやっておりますが、観光連盟、地域商社の観光サイトに掲載をしてそのことによるPRを応援をさせていただくということかと思えますし、あるいは今後より町内の皆さんに利用促進を図るという観点では、例えば月ヶ瀬温泉まで行くその移動手段の支援といったことについてですね、今後必要に応じて検討をしていきたいというふうに思っております。他方、本施設はですね、就労継続支援施設ということでございます。A型とB型ともに取っていただいておりますが、そこについてはまだ定員に空きがございますので、それについては町内だけではなく、近隣市町からもですね、ご利用いただけるように、例えばそういった意味では送迎の仕組みなどについてまた今後検討していきたいというふうに思っております。続いて、開業年度からの補助金のお話がございました。こちら担当課長のほうからお話をさせていただきます。その上で、一部周辺地域の世帯に入浴料無料として提供しているということについてのご質問がございました。月ヶ瀬温泉、これは私が申すまでもありませんが、「生涯活躍のまち」構想の一環として、コミュニティの創生の場として、誰もが気軽に立ち寄り、子どもから高齢者、あるいは障害の有無や国籍等に関わらず、自然な形で交流を生み出す場所を目指しているというふうに伺っております。そのためにはですね、いつでも温泉に行くとか誰かがいて、声かけや話ができるように地域の方々に、この場合は特に周辺地域の方々でありますけれども、頻繁にお越しいただくための手段としてJOCAのほうで無料で利用してもらええるエリアを設定して、そういった対応をしているというふうに聞いております。これは、今申し上げました頻繁に来てもらうというだけじゃなくて、議員もご指摘あったようにですね、特にご近所の皆様には施設が立地している関係で何かとご迷惑をおかけしているというようなことへの対応という意味もあるのではないかと思っておりますが、どちらかというところ、JOCAとしては今申し上げました特に無料地区ということに対応しているエリアにはですね、お客さんとして来ていただく以上に月ヶ瀬温泉を共に盛り上げていくサポーターといいますか、もてなす側として関わってもらいたいと、そういう関係をつくりたいということをどうも考えておられるようございまして、まさにそのための働きかけを今しているところだと聞いております。他方で、議員ご指摘のとおり、周辺の皆様からはですね、むしろそのエリア対象外の方からはですね、エリア内の方だけにそういう対応をしていることについてある種の疑問視をされているということもお聞きをしております。そのことがかえって地域の皆様の利用を妨げているのであれば、それはJOCAの思いとも異なる、あるいは経営的にも問題になると考えておりますので、そのことについては町としてJOCAに対してですね、その問題点について指摘をさせていただいているところでございます。月ヶ瀬温泉についてはJOCAとももちろん本町が連携して整備をしたものではありますけれども、特にその相手方としてJOCAを選んだのは、運営方針や運営手法について、このJOCAさんが全国各地で同じような事業をされていて、そこで積み上げたノウハウや、あるいはJOCAが技術提携しております社会福祉法人の実績を基に選定をされたものと私自身も受け止めております。その意味で、JOCAの考え方や取組みについてはある意味尊重しなければならぬのかなということも今考えているところでございまして、いずれにしてもJOCAのほうはですね、そういった私どもからの指摘に対して理解はいただいておりますが、開始から1か月

たったばかりということでございますので、もうしばらく状況を見て対応をさせていただきたいと。特に、私も先ほど申し上げたとおり、平常運転になったときにどれぐらいの方々は今 J O C A が期待しているような形で頻繁に来ていただけるのか、そういったことを見ながらですね、対応したいという考えておられるようございまして、町としても引き続きその部分については協議をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

企画課、二見課長。

○二見重幸企画課長

月ヶ瀬温泉の8月の運営状況についてご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。8月の月ヶ瀬温泉の利用者は、温泉利用者が約1,600人、食事利用者が約2,200人であったと聞いております。計画の大体20%ぐらい上を行っというところを聞いております。テレビ、新聞等に取り上げられたこともありまして町外からの利用者も多くなっており、利用者は計画よりは好調に推移しているというふうに聞いておるところです。先ほどもございましたが、就労継続支援事業所としては定員に達しておりませんで、引き続き利用促進の取組みを進める必要があるかと考えております。続きまして、開業年度からの補助金の期間と金額ということでしたが、これまで J O C A のほうに補助金を交付しております金額でございますが、業務委託、それから実証運営の補助といたしまして、ソフト面でまず平成27年度から令和2年度までの6年間で9,077万5,000円をソフト面として交付しております。施設整備補助といたしまして1億8,350万円を交付しております。運営補助でございますが、本事業にかかります同法人の従業員の人件費が主な対象経費となっており、そのほか本事業に関わります研修等の諸活動に要する経費を補助の対象としておるところでございます。施設整備補助でございますが、こちらにつきましては平成27年度にこの計画をしておりますが、このとき計画していた金額を交付しており、拠点の整備費のおおむね2分の1相当を補助しているということになっております。運営補助、そして拠点整備補助ともに国の地方創生関連の交付金を活用しております。今後運営に関しましては、原則として J O C A の自走ということで運営を進めることとなりますが、福祉事業所、そしてコミュニティーの拠点として町も連携をしっかりとしたいというふうに考えております。それから、ご質問にありました周辺地域への説明でございますが、先ほど町長が申しましたように、コミュニティーの場として多くの皆さんに活用していただきたいという施設の趣旨につきましては、J O C A のほうで地域の皆さんに説明をしておるところに聞いておりますし、町のほうも一緒に行きましてその施設の趣旨について説明をし、理解をいただいた上で事業に着手しておるところに認識をしております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上ですか。吉見議員。

○吉見茂議員

利用者の数、相当多い感じでよかったなというふうに思っております。入浴料については多くの住民の方がこういう意見をされているので、ぜひそのことも伝えていただきながら、どうい方法がいいのかというのをしっかりと検討していただいて、改善すべきところは改善していただいて、なるべくその多くの住民の人が利用される、活用されるようなことにつながるような形にさせていただけたらというふうに思います。続いて、2つ目の質問に参ります。公共施設の管理について。町には、多くの公共施設があります。その施設を維持管理することはとても大変なことだと思っております。知り合いの町民の方からこれもメールをいただきました。久しぶりに町内の観光施設に行ってみたら、至るところに草が生えていて歩くこともできなかった。これでは町民や観光客の方には来てもらえないのではないかと。できた当初はきれいに管理されていたのにとても残念だったというメールをいただきました。以前からも観光施設の草刈り等について適切に実施されていないのではないかとという声を多く聞かせていただいて、私自身もいろんな観光、町内の観光施設に行かせてもらいましたが、やはり十分管理がされていない施設もあったかなというふうに思っております。そういう中で、指定管理の施設であれば、指定管理料の中に草刈りの経費も多分積算をされているというふうに思います。草刈りが適切にできていなければ、当然指定管理者に対して指導を行うことも必要であろうかというふうに思います。また、町が直接管理しているのであれば、業者に依頼して、草刈りを実施するという形で施設の管理、草刈り等をしていくのが正しい姿かなというふうに思います。町内観光施設の草刈りは適切に実施されているのかというのを担当課のほうにお聞きしたいということです。特に今回気になるのが温井レストラン周辺や遊具周辺の管理についてであります。ここのレストランについては、今年3月までは指定管理をしておりました。

現在は直営で管理をされていると思いますが、草刈りやトイレなどの管理、どのようにされているのでしょうか。また、温井レストランの公募等がまあ進んでいないというか、まだ決まっていないということですが、そこらあたり今後の方向性なり、取組みについて聞かせていただければというふうに思います。また、安野花の駅は、毎年多くの観光客がイベントには来られます。インスタグラムとかいろんなネットの中でも、その写真が掲載されております。ただ、残念なことに旧 J R の車両が相当傷んでおります。数年前に多分修繕等もされたかと思いますが、今の現状を見ると、やはりあの雨漏りとかということも心配されるので早急な修繕や塗り替え等が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○矢立孝彦議長

ご答弁願います。橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして、公共施設の管理についてご質問をいただきました。あの公共施設の維持管理はですね、本町においては大変大きな負担となっているところでございまして、議員もご存じのとおり、本町は3か町村が合併した経緯もあり、それぞれがそれぞれの目的で造られた施設が、あらためて3町合併によりましてですね、町として施設がかぶるといいますか、その意味でも管理をするべき公共施設が多く、平成29年に取りまとめられました公共施設等総合管理計画にもあるとおり、今後は不要な施設を廃止するなど、総量の適正化を進めていく必要があるかと思っております。その中でも、そうはいつでもですね、町として今現在維持管理をしているものについては適切な対応をするべきだということだと思っております。あの繰り返しになりますが、なかなか大きな負担とはなっておりますし、もろもろご指摘もいただいているところではございますが、何とかこの状況の中で維持管理を進めながらも、将来的にはあらためて総量の適正化を進めていくということだと思っております。特にご指摘のあった温井レストランの周辺の施設についてはですね、私自身も思い入れがあるところでもございますし、まだまだ利用できる施設だということも思っております。今後、有効活用されるようにですね、力を入れていきたいと思っております。現状の詳細については、担当課長よりご説明をさせていただきます。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

公共施設、特に観光関係の施設につきましての管理状況というご質問かと思っております。当課のほうで所管しております観光施設、主なものにつきましては、指定管理施設が9つばかりございます。今年度の管理状況について聞き取りをさせていただきましたけれども、特に草刈り等に対応する部分につきましては、回数等々につきましては適宜、月に二、三回程度等を平均としまして施行している状況でございますけれども、面積が広いエリアの施設もございまして、ご指摘のあったような町民の訪問によりまして不適切といった時期もあったやに思います。また、時期的にこの梅雨といいますが、6月を中心としました長雨でなかなか草刈りのタイミングが計れなかった時期もありました。また、休業要請に伴い施設自体を閉鎖している期間につきましても、そういった対応が難しかった時期が重なっているものと考えております。そういったところから、温井のレストランの状況がございまして、まず指定管理の状況でございますが、ご指摘のとおり、直営状況でございます。トイレの清掃及び駐車場の草刈り作業は、町の社会福祉協議会クローバータウンに委託作業をお願いしているところでございます。それから、遊具周辺、夢の丘公園の芝生広場につきましては、当課で直営作業を行っております。その他の広場については、シルバー人材センターに委託をしているところでございます。それから、公募の状況でございます。今年の2月に今までの指定管理とは違う形で、使用料を頂く形で募集を行っておりますが、残念ながら応募がございませんでした。現在の状況ですが、民間事業者の参入可能性を収集するためのサウンディング型市場調査を実施することとしております。これにつきましては、温井ダム周辺施設自体の在り方を検討することとして、俗に言うPPPあるいはPFI方式として民間参入によります効率的かつ効果的な施設の在り方、あるいは財源確保、運営そのものを担うことを目途とするものでございます。年内は町独自で調査を行い、年明け1月中旬に広島市内でございまして国土交通省のサウンディング型市場調査にも手挙げをしているところでございます。参画される民間事業者と意見交換を取りあえざ行う予定としているところでございます。それから、それ以外の観光施設につきましては、ご指摘のとおり、指定管理者への指導不備である場合、直接住民から電話がかかるケースもございまして、それにつきましては、注意喚起も実施をしております。なお、設備点検、清掃作業等は、その指定管理者自身が委託契約を外部にしているケースもございまして、それにつきましては、適宜作業をされているということでございます。続いての質問でありました安野花の駅公園にあります旧 J R 車両でございます。 J R につき

ましては、平成 15 年、2003 年から廃線し、既に 17 年を経過しております。この間の作業につきましては、平成 21 年、2 年の経済対策等によりまして、車両の塗装及び屋根の補強作業をしております。その後につきましては、平成 28 年に塗装を町内業者のほうに委託する形で塗装の上塗りといいますか、補強をさせていただいております。しかしながら、17 年を経過する中で、野ざらし、雨ざらし状態であることは変わっておりません。さび自体も、車体の表面だけでなく、内部のほうに、躯体にまで影響を始めている状況でございます。加計にある車両もございすけれども、車庫内保管ということで若干状況は異なっておりますが、劣化は同じように進行していると伺っております。公園のトイレ、敷地などの清掃は、地元の管理団体に業務を委託しているところでございますが、現時点でいろいろと今までもその車両の保護についていろいろと相談なり要望的なところもいただいており、先ほど申したような対応をしているところでございますが、現時点では安野花まつりに関する要望のほうに傾注しておりまして、ステージを設営してほしいとかですね、そういったものが主なものでございます。この車両に関しましては、また新たに地元と話をさせていただきながら、どのような管理が適切かということ協力をさせていただくこととしておりますが、先ほど町長が申したような総合管理計画等の考えもございすので、財政担当とも協力をしながら進めていきたいと思っております。当課からは以上です。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

町の公共施設については、非常にたくさんの施設があつて、観光課、商工観光課が管理している施設も相当の数があるかと思ひます。今聞くのに、職員さんも担当、数が少ないようなことも聞いてます。なかなか少ない人数でこれほど多くの施設管理を十分していくというのも大変だろうというふうに思っております。今の説明で、今年については長雨であるとか、閉鎖した施設であるとか、初めてのことでなかなか例年どおりにはいってなかったというような話もいただきました。今後、数多くの公共施設を計画的にですね、管理をしていただく、また必要なもの、そうでないものも含めてですね、あの整理をされる必要があるかというふうに思ひます。続いて、次の質問に参ります。危険住宅の移転支援についてでございます。これもちょっと相談があつた話でございます。その相談内容、裏の山が危なくていつも心配している。危険を回避するために家を移転したらよいのではないかと考えている。そうなったとき、解体費用とか、新しい土地を買って家を建てたら補助金であるとか、固定資産税の減免とかあるでしょうかというような相談がございました。私もはっきり分からなかったので、建設課にお聞きしたりして、町にはそういうために要綱があるというふうに聞かせていただきました。今日はその要綱について質問をいたします。要綱の概略というか、対象地域であるとか、その趣旨であるとか、その補助の金額であるとか、そういうものが分かればご説明のほうをお願いします。それで、要綱の中に危険住宅という言葉がございす。危険住宅とはどのようなもので、安芸太田町において対象となる住宅はあるのでしょうか。また、これまでその要綱で補助金交付をした例はあるのかどうかをお尋ねをいたします。あと、危険住宅であっても事情により移転できない場合、町として安全対策をどのように考えられているか、そのことについてご質問いたします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして、危険住宅、特に崖地におけるですね、危険住宅の問題についてご指摘いただきました。崖地ですね、補助金の交付要綱及びまた危険住宅の件数等についてはですね、担当課長から説明をさせていただければと思うんですが、その上で最後にお話がありました危険住宅の安全を図る対策、特に移転がなかなかできなかつたりとかそういうことについてのご指摘だつたと思っております。まさに町としてはですね、どちらかといいますと、危険住宅の移転というよりはまずはそうした崖崩れが起きないようなのり面整備等を中心に取り組んでいるところでございまして、具体的には保全対象の規模によってそれに見合う事業が幾つかございす。例えば、急傾斜事業、これは受益者が 10 戸以上の場合、あるいは単県の急傾斜事業、これはちょっと規模が少なくなりまして受益者 2 戸以上の場合、あるいは治山事業の観点からの山腹工ですね、これは受益者が 5 戸以上、さらには小規模崩壊地復旧事業、これは受益者 1 戸ですけれども、道路などに係るようなものについてという部分もございす。もろもろそれぞれございすので、それぞれに合った形での対応を今図っているところでございす。また、既存の急傾斜施設、もう既にのり面对策等を行っているところについてはですね、引き続き権限移譲事務

によりまして、町において施設の維持補修、維持修繕、それから治山施設は直接、農林事務所による維持修繕を行っているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

建設課長。

○武田雄二建設課長

失礼します。危険住宅の移転事業につきまして、まず1番のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の概略について説明をさせていただきます。こちらは、当時の建設省時代に定められたがけ地近接等危険住宅移転事業制度要綱を基に、安芸太田町におきまして平成19年度に安芸太田町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱を定めたものです。こちらは、崖地の崩壊などにより町民の生命、財産に危険を及ぼす可能性のある区域におきまして、建物の除却、解体です、これと建物の建設、購入を含むことを行う方に対しまして補助金を交付します。町民の生命、財産の安全を確保することを目的としております。除却に要する費用に対しまして限度額97万5,000円、続きまして住宅建設、購入を含むですが、こちらは借入金の利子に対しまして限度額421万円の内訳ですが、建物325万円、土地96万円、こちらの資金を金融機関から借り入れた場合の借入金の利子に対する費用の限度額となっております。いずれも国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、合わせて先ほどの限度額の補助制度となっております。続きまして、2の町に危険住宅が何件あって、これまでに補助金を申請された件数はあるのかという質問でございますが、こちらは町内の危険住宅の実際の件数は把握しておりませんが、広島県におきまして調査し、把握、公表しております土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の中のいずれも特別区域、レッドゾーンとありますが、こちらに存在する建物、またはがけ条例建築制度区域といたしまして、敷地が2メートルを超える崖の上にある建物、または5メートルを超える崖の下にある建物、こちらが崖の端から建築物の間にそれぞれ高さの1.7倍を掛けた水平距離の中にある建物が補助の対象となっております。あと、補助金の交付件数でございますが、安芸太田町におきまして、現在まで実績はございません。あと、実際に具体的な箇所がございましたら、現地に出向いて確認をさせていただきます。その上で、広島県の建築課のほうと協議をして、実際に採択できるかどうかの確認をさせていただければと思っております。以上です。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

今の説明でよく分かりました。ただ、あの私も県のホームページを見させていただいて、先ほど言われたように、その危険住宅、地域の指定ということになると、先ほど言われた急傾斜地の崩壊危険地域、がけ条例建築制限区域、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン、そこらの指定がある場所にある建物については、区域に指定される前から建てられている住宅については対象になるという考え方でよろしかったですかね。ということは、安芸太田町についても、この危険区域が指定されておりますから、そこに建っている、その建物についてはそれは当然対象になるという考え方だろうというふうに思いますので、ただ私に相談があった方も自分の住んでいる場所がどういう地域であるかとかは、そういうのがなかなか分かりませんということだったんですが、ここ最近、そのマップを配られて、自分の地域がどういう危険があるかとかという住民の方も相当確認をされているかなというふうに思いますが、まだまだ住民の方にとっては本当に自分のところが危険で、もし移転すればその補助金の対象になる、その住宅なのかどうかとかということもなかなか把握をされていないような状況があります。この最近、危険、総務課のほうに新しく危険管理室ができて、その中でいろいろな防災とかやられますが、例えばこの危険住宅の移転についても何らか調査をされるとかということも今後考えられるのかなというふうに思いますので、ぜひとも周知徹底のほうをしていただけたらというふうに思います。それでは、次の質問に参ります。河川管理についてでございます。これも何件かの方から問合せがありました。場所については、滝山川、温井から本流太田川に流れる川であります。場所的には、加計中学校の前、体育館との間のその河川のことではあります。その河川にやはり木が生え、草が生え、水路が埋まっているというようなことがあってですね、その管理は一体誰にお願いしたらいいのかというような相談がありました。河川なので河川事務所ではと相談はされましたが、どうも河川事務所の管理ではなさそうだというような話があって、いろいろ調べてみると、地域のほうで滝山川ふるさと水辺の会という組織があるというのが分かりました。これは、結構設立等についても相当昔の話で、今どうなっているのか、ちょっとはっきり知りませんが、今回水辺の会について設立の目的、河川の管理方法、経過等についてお聞きをいたします。また、今後の取組みについてどうやっていくのかも含めてですね、お聞きをいたし

ます。

○矢立孝彦議長

加計支所、児玉支所長。

○児玉斉加計支所長

失礼をいたします。10 番議員さんご質問の河川管理について、特に滝山川の関係について答弁をさせていただきます。太田川水系滝山川は、平成 9 年度に当時の建設省により、ふるさとの川整備河川として指定をされました。当時滝山川周辺では、温井ダム完成に伴いまして、ワークステーションの整備、現在の川・森・文化・交流センターではございますけれども、それから町民センター周辺の整備が計画をされておりました。このような状況から旧加計町では、まちづくりと一体とした河川整備が効果的と考えまして、太田川合流部から上流 2 キロ区間までを対象区間としましたふるさとの川整備計画を策定し、平成 10 年度に認定申請を行い、平成 11 年度に 1 期 6 か年の計画の認定を受けて事業を進めてまいりました。この申請に伴いまして平成 11 年 1 月に設立されましたのが、先ほどございました滝山川ふるさと水辺の会でございます。この団体は、地域住民や地元団体が中心となりまして、地域主体の川づくりを推進していくために組織化されたものでございます。主に、河川管理者、町との協議調整や整備後の利用、維持管理の統括を行うことを目的に設立をされております。管理につきましては、本計画によりまして、河川管理者、町、水辺の会、3 者それぞれに役割が定められております。河川管理者は堤防、管理道などの河川管理施設の維持補修、災害時の復旧、町は本計画によりまして整備しました公共施設の維持補修を、水辺の会は河川敷や広場の清掃、草刈りなど、それぞれ管理が分担されております。現在もこの範疇であると認識をしておるところでございます。今後の取組みといたしまして、本計画で主として活動いただいております水辺の会は、会員の高齢化や参加団体の解散によりまして休止状態となっております。ですので、活動が現在できていないというところがございます。また、管理区分が現状と乖離した部分も出ているために、今後は太田川同様に河川管理者と協議をしつつ、現状に即した管理に直す必要があると考えておるところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

この河川の管理については、この滝山川に限らず、太田川についても一緒であるというふうに思っています。多くの箇所河川に土砂が堆積し、木や草が茂り、小動物のすみかとなっております。以前も一般質問で発言し、河川事務所や関係機関と連携して協議会を立ち上げると回答されているというふうに思っています。その後、そういう協議会が実施されてどのような協議がされたのか質問をいたします。

○矢立孝彦議長

建設課長。

○武田雄二建設課長

失礼いたします。太田川の協議でございますけど、昨年度 2 回、夏と冬に実施をしました。その内容といたしましては、先ほど吉見議員からありましたように、河川の土砂浚渫（しゅんせつ）だとか、樹木の除去、または以前から要望しております護岸の改修を主に実施していただいております。昨年度も数か所において、なかなか全てはいかないんですけど、少しずつ実施していただいております。例で言いますと加計高校の横の滝山川との合流点とか、今の道の駅の裏のさくら公園というんですが、そちらの下の護岸、浸水護岸といいます、そちらのほうの整備だとかをしていただいております。今年度においても、また協議会というのは、前回もお話しさせていただいたと思うんですけど、立ち上げを今のところはせずに年 2 回、協議会ではなく協議を実施させていただきたいと思っております。今年度も、この議会が終わって 9 月中、下旬から 10 月上旬にかけてと、やっぱり冬にかけて 2 回の実施をしていきたいと考えております。現状なかなか前に進んでいない状況ではございますが、そこら辺で町の課題とか、向こうの課題とか、国の課題とかも一緒に協議しながら前に進めたいと考えておるところです。以上です。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

安芸太田町にとって、美しい山と川は大切な財産であります。そのすばらしい財産を後世に残すためにも、多くの関係者と連携をしていただき、多くの課題を一つ一つ解決することがまあ必要だというふうに思います。今後の町の取組に期待をしております。

すいません、時間がもうちょっとあるということなので、5番目の広島西ウインドファーム事業について質問をやめようと思いましたが、ちょっとこれの追加をさせていただきます。先ほどの2人の議員さんから質問があり、回答はあったんですが、私のほうからも一応概略で構いません。事業の概要、現在の状況と今後のスケジュール、特に今後のスケジュール、住民の方も、今後この事業についてどういう形になるのかというのがなかなか分かりづらいということもありますので、今考えられる今後のスケジュールについてを教えてくださいということと、町長も話をされましたが、町としての考え方について、再度ではありますが、もう一度聞かせていただけたらと思います。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

あらためて、広島西ウインドファームの件についてご質問をいただきました。その前に1点だけ、河川の整備についてのお話がありました。現在、太田川のですね、河川整備計画の見直しもされているところでございます。私も、その中でも再三、特に河川の樹木がたくさん生い茂ってる、そういった部分についてまず手を入れていただくのが先ではないかというようなこともお話をしておりますが、そのことも含めてですね、あらためて清流太田川の復活に向けて取組みをしていきたいと思っております。その上で、広島西ウインドファームの件について、事業の概要と、それから今後のスケジュールについては担当課長のほうからお話をさせていただきますけれども、あらためて町としてはですね、本計画についてまずはしっかりと事業の計画の中身について町民にご説明をいただくと。その上で、我々としても、町民の安心・安全、さらには環境への影響、そういったものをもろもろ考えさせていただきながら、それに加えてこれからの安芸太田町のまちづくりにとって果たしてプラスなのかマイナスなのか、そういったこともしっかりと検討させていただきながら、町民あるいはまた議員各位のご意見もいただきながらですね、慎重に検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

私のほうから、事業の概要と現状と今後のスケジュールについてご答弁させていただきます。まず、事業の概要でございますが、東京に本社があります電源開発株式会社、こちらのほうが安芸太田町、広島市湯来地区、廿日市市吉和地区の行政界付近において最大で総出力約15万4,800キロワット、発電機数36基の風力発電所を建設する計画でございます。安芸太田町域では、立岩山から市間山間、そして奥ノ原山から鷹ノ巣山間の尾根に10基から15基の配置が検討されているというふうに聞いております。現在、環境影響評価配慮書の段階でございまして、今後事業の実施について詳細検討をしていくものと聞いております。そして、現状と今後のスケジュールでございますが、この事業は、一定規模の風力発電事業であるため、環境影響評価法に基づきます手続が進められてまいります。現在、環境影響上の配慮すべき事項につきまして文献調査を中心に示す配慮書手続の段階でございまして、この配慮書に対する町長の意見書を7月22日付で広島県知事のほうに提出をしております。この環境配慮書以降の手続きでございますが、環境影響評価をするための調査について具体的な方法が示されます方法書手続、こちらのほうが今年の12月頃の予定でございます。この同じ時期に事業者による住民説明会が開催される予定となっております。その次でございますが、この方法書で示された調査を実際に行った計画を示しまして環境影響評価の程度を予測し、評価した結果を示す準備書手続、こちらが令和3年12月頃の予定でございます。また、この同じ時期にまた事業者による住民説明会が開催をされます。そして、十分な環境保全がされているかを確認し、必要に応じて計画の変更命令を行う評価書手続、こちらが令和5年8月頃の予定でございます。これらの4つのプロセスにおきまして、関係機関の厳格な審議、審査を経まして事業の実施可否が決定をされるという予定でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

ありがとうございます。今後ですね、しっかりと住民等への説明をしっかりとされまして最終的な決定をしていただくということになろうと思っておりますので、よろしくお願ひします。最後になりましたが、いつも指摘ばかりしているのはいけないというような話も聞くんですけども、町長が就任されて、挨拶等しっかりとしようというような話があったその後、私のほうもいろいろ役場のほうにも電話をかけたとか、支所のほうにも行かせてもらいますが、以前と比べてしっかりと挨拶をしていただいたりとか、

特に電話については今までなかなか名前を言う方が少なかったですが、ここ最近非常に自ら自分の名前を言われる方が増えたなという印象があります。私だけかなと思っていろんな方に聞いてみると、やはり住民の方も、やっぱりちょっと変わったと、安芸太田町の職員さんはしっかりと挨拶をしてくれるし、電話対応のほうも格段と良くなったというような声を聞かせていただきました。また、昨日広報が配布されましたが、その広報の中でも、表紙の裏を見ると町長のコーナーみたいなんができたりとかですね、つい最近あった道の駅の意見交換会がありました。その分の、その出された意見についても特集というか、2ページにわたって早々に広報のほうに出されているというようなことで、住民の方のほうからもちっと変わったねという話がありますので、ご報告をして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○矢立孝彦議長

以上で吉見議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。5分程度場内換気願います。

(休憩 午後3時16分)

(再開 午後3時23分)

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

9番、佐々木美知夫です。よろしくお願ひいたします。今回私は、3件の項目を、質問通告書を出しております。1件目は町内の新型コロナウイルス感染症の現状と対策について、2項目目が計画されている風力発電設備について、3番目として地域おこし協力隊及び地域支援員についてでございます。よろしく答弁のほうをお願いします。今朝ほどからコロナも風力発電も再々同僚議員のほうで質問をされております。多分に重複するところはただただあると思ひますが、その辺はご勘弁をお願ひをしたいと思います。それでは1項目目、町内新型コロナウイルス感染症の現状と対策についての質問をいたします。日本全国各地はもとより、世界的にも脅威となっている新型コロナウイルス感染症ですが、6月定例会または今回、同僚議員何件かの質問もあり、今後の重要な課題であると認識をしております。皆様もご存じのとおり、世界各地で、または国内でもコロナウイルス感染症は第2波により、関東圏、愛知県、関西圏、福岡県等、全国各地で拡大傾向にありましたが、現在は少しずつ減少傾向にあると思ひます。広島県では、安芸太田町、北広島町、神石高原町、世羅町、竹原市、大竹市を除いて全ての市町で発生をしております。坂町では、つい数日前に1件の発生を見ております。しかし、幸いにも感染者発生の実績がない本町でも、今後の終息の見通しが立たない現状の中でいつ発生をすとも限りません。多くの住民の皆様が毎日新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされながら、感染予防に努力しておられます。例年実施されている地域行事やイベント、集会の中止等に多大な影響を与えています。もちろん、町や学校への行事にも影響していることを認識しております。このような状況を捉え、以下の3点についてお伺いをいたします。1、本町での現状と各方面への影響はどの程度か、2、本町での今までのPCR検査の件数は、3番目、感染予防対策と感染者発生時の対策に関しまして、以上の3点についてお尋ねをいたします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

佐々木美知夫議員より、まずは新型コロナウイルス感染症の現状及び影響についてご質問いただきました。町におきましてはですね、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言が解除されて以降も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針に準じまして、新しい生活様式に基づく基本的な感染予防策を呼びかけるとともに、感染リスクの高い地域への移動や施設の利用を控えていただくように町民の皆さんにはお願ひをしております。また、7月以降、広島県でも感染が拡散傾向になり、連日のように感染者数の増加が報道されておりましたけれども、本町では継続してですね、基本的な感染予防策の徹底をお願ひするとともに、町内小・中学校グラウンドや体育館、猪山スポーツ広場等においては一部利用を制限するなど、対策を行ってまいりました。結果として、町民の皆さんのご協力や、また医療機関、福祉施設の従事者による日々の奮闘のおかげもありまして、現在のところは本町においては新型コロナウイルスの感染者は発生していません。しかし、これまでもるる申し上げましたとおり、町内への入り込み客数や商品売上げの減少、あるいは医療、福祉施設での面会や利用の制限など、例年と比較しますとまだまだ生活的に厳しい状況になりまして、それに伴い様々な影響を受けた方もたくさんおられるという状況であります。

今後もですね、感染症の拡大防止を継続し、感染症対策とのバランスを取りながら、当町の経済活動や日常生活を取り戻す取組みは引き続き進めてまいりたいと思っております。続いて、PCR検査の件数ですとか、あるいは本町の予防対策、感染者発生の場合の対策については、担当課長よりご説明をさせていただきます。以上です。

○矢立孝彦議長

健康づくり課、伊賀課長。

○伊賀真一健康づくり課長

それでは、ご質問のございましたPCR検査の件数について報告のほうさせていただきます。感染症に関します業務に関しては、資格者を有した保健所が対応することとなっております、本町の場合は広島県西部保健所広島支所というところの管轄下にあります。本年1月の30日から8月末まで、この間におきますPCRの検査の件数は、確認しましたところ33件、男性が21件、女性が12件ということで保健所のほうから報告をいただきました。そして、今後の町の感染者が発生した場合の対策等についてですけれども、新型コロナウイルス感染症が発生した場合等においては、基本的に保健所が動きます。先ほど申しました、こちらの場合で言いますと、広島県の西部保健所広島支所というところが実際に行動を取ります。特に実際に患者さんが発生した場合は、その患者さんの搬送でありますとか、またご自宅のその消毒等々についても基本的には保健所のほうが動きますけれども、感染が拡大した場合におきましては、私ども担当課のほうも指示を受けながら一緒に行動を取っていくということになります。実際に感染された方が搬送される先というところで申しますと、この広島、安芸太田町、北広島町、安芸高田市というようなこの広島の圏域においてはですね、舟入病院でありますとか、広島の広大病院とか、3つの病院は一応公表はされておりますけれども、それ以外の病院はどこが搬送先であるかというようなところは公表されておられません。またあの、8月1日付で広島県のほうでは、感染者の軽度の方でありますとか、また無症状の方についてはホテルを新たに1室借り上げてですね、そちらのほうで養生していただくというところを150室ほど確保されたというふうに報道はありましたけれども、これについてどこのホテルかという名前また所在地等々は一切公表されておられません。いずれにいたしましても、先ほどの陽性反応が出たときの搬送先等におきましても、繰り返し申すようではありますが、保健所のほうが直接動き、また保健所の指示によって担当課のほうで連携して行動させていただくというのが今後の対応になると思います。また、これからの具体的な感染予防等につきましては、先ほどちなみに町長のほうも話を少しいたしました新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための広島県の対処方針というのがこの8月31日に一部改正されました。と申しましても、やはりその予防の中では3密を避けるであるとか、マスクをつけるとか、せきエチケットとか、また一定距離を保つといった、生活の中でできる具体的な感染予防を継続していただくとともに、今後もまた国や県のほうから、また新たに示されるであろういろんな対策について、町としてもそれに準じた取組みを継続させていくというふうに健康づくり課のほうでは考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

病院事務長。

○菅田裕二安芸太田病院事務長

新型コロナウイルス感染症の現状と対策ということで、医療現場のほうから答弁をさせていただきます。安芸太田病院のほうで発熱者の外来の対応でありますとか、保健所からの依頼についての対応、さらに入院患者への対応、予防対策、感染症発生の場合の対策、これについて答弁させていただきます。まず、発熱者の外来患者への対応でございます。発熱者の外来患者におきましては、車での診察でありますとか、発熱外来診察室での診察で対応をしております。玄関におきましても、インターホンでお知らせをしていただくなど、動線を分離するようにしております。職員も医師と看護師2名体制で、車の外から保険証を写真で撮ってカルテを作成し、その後PCR検査などを実施して対応しているところでございます。PCR検査でございます。PCR検査につきましては、採取の部位が咽頭粘液だけでなく唾液も対象となりましたので、医療者の飛沫による感染の危険性が大幅に低下しております。さらに、通常の検査と同じように、直接民間の検査センターに検査委託することが可能になりました。また、積極的疫学調査を徹底するとして、医師の判断による検査対象者を拡大して、接触者、濃厚接触者としての症状の有無を問わず、行政検査対象となったところでございます。保健所からの依頼についての対応でございます。安芸太田病院は、4月の1日から帰国者・接触者外来として県から依頼を受けてPCR検査を実施しております。したがって、町外からの患者に対して、保健所からの依頼で検査対応することとしておるところでございます。入院患者の対応でございます。8月に入りまして、県

内でも患者数が増えたことにより、一旦緩和しておりました面会制限を厳しくしました。新型コロナウイルス感染症を含めてほかの感染症も院内に持ち込まない対応をしているところでございます。今後、冬季に向かう中で、インフルエンザと新型コロナウイルスの感染者数の増加が予測されます。感染対策を十分に行いながら必要な検査を実施することはもちろんですが、インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチンの接種を呼びかけていきたいと考えております。最後に、感染症患者が出た場合の対応でございます。予防対策につきましても、これまでの対応を引き続き行ってまいります。院内感染を防ぐために、職員が濃厚接触にならないことが重要でございます。マスクやゴーグルの着用、発熱外来時のエプロンや手袋の装備を十分に行い、院内クラスターにならないよう対応しております。町内で感染者が出た場合は保健所の指示に従いますが、当院では患者動線の分離ができない上に、町内で唯一の入院施設です。院内クラスターによる診療機能の麻痺を回避する目的で新型コロナ感染症患者は受け入れないこととしております。ただし、今後、感染症法により現在2類に分類されている新型コロナウイルス感染の分類を変えるということになれば、あらためて対応を考えたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

対策等々かなり努力をしておられるところなんですけど、先日広島県知事、湯崎知事によりますと、今後ですね、病院の医療従事者への負担を軽減といった意味から自宅待機、またはホテルに入るというようなことが、今後増えていくのではないかと考えておりますが、今朝ほど来、病院のほうでオンライン化、要するに今後重要とされるのはかかりつけ医が非常に重要になってくるということでもあります。ここで、病院のほうで、病院といいますか、その健康づくり課といいますか、そのかかりつけ医とのそのオンライン状況、要するに連携がどのようになってるのかということでございます。今後ですね、今行われているG o T oトラベルキャンペーン、また今後G o T oイートキャンペーンなるものが実施される予定ではありますが、こうしたことにより、また今減少傾向にある発症が、また第3波というような形で増えていくのではないかと考えますが、その辺のオンライン化、かかりつけ医との連携はどのように対策をされていますか。伺います。

○矢立孝彦議長

病院事業、平林管理者。

○平林直樹安芸太田町病院事業管理者

ただいまの佐々木美知夫議員の質問に対して答弁させていただきます。安芸太田町には、実はかかりつけ、いわゆる開業医の先生は3つしかございません。そして、病院事業としては、戸河内診療所、そして私どもの入院施設がある安芸太田病院と、こういうことになりましたが、オンライン化はですね、午前中にもお話ししましたように、まだまだ電話再診はできますけども、実際にはオンライン診療ができるという状況にはありません。それで、今般のコロナの対策事業の中で、オンライン事業についてはですね、予算化が認められておりますので、事業申請しております。そして、そのことが実現したとしても、実際には患者さんにとってすぐ利用できるという状況にはないというのを午前中、お話ししたところでございます。ですので、安芸太田町、安芸太田病院としましては、感染外来をなるべくうまく利用していただくということを当面考えております。それで、その中で、現状では、同時に3人来られた場合には、3人というか3組ですね、3組来られた場合に実は待機していただくところがないです。車で全部来られたらオーケーですけど、バスで来られた場合には少し難しいということで、感染外来の充実を図ろうと思っておりますが、今から向かう冬季に向かっては少し難しゅうございます、そこは。ですので、最悪今考えておりますのは、テントを利用するというようなことで対応しようとは思っております。ですので、オンラインをどうするかということはまだまだ道半ばでございますので、この冬に恐らく第2波ないしは第3波と考えられるかもしれませんが、それに対応したオンライン診療の充実での患者さんへの対応というのはまだまだ難しいというふうな私どもの判断でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

今後ですね、これから冬に向かってインフル、またこういったコロナ、いろいろな難局が差し迫ってくるのではないかと非常に危惧しております。その辺は、病院のほう、また町で全力を挙げてですね、感染がないのが一番なんですけど、絶対にないという保証は必ずしもありませんので、その辺をよろしく

お願いをしたいと思います。では、次の質問に参ります。計画されている風力発電設備について。6月の定例議会の全員協議会の説明資料の中で、広島西風力発電事業計画資料による唐突な説明があり、大変驚きました。近年よく言われる火力発電所の二酸化炭素の排出量の削減問題や原子力発電所の是非等、今後のエネルギー問題を考えたときに、風力や潮力、またバイオマス等の再生可能エネルギーは、クリーンな資源として世界的にも注目されております。特にヨーロッパでは、平野部に相当な数の風力発電が設置されております。説明では、本事業計画の計画地は広島市佐伯区湯来、廿日市市吉和、それと本町の行政界付近とあり、出力最大 15 万 4,800 キロワット、36 基となっており、またエリアとして 3 エリアです。概略工程として 2024 年工事着工で、詳しいことは関係各所にて閲覧できるとあります。私も、筒賀支所のほうに環境影響評価計画段階配慮書となるものを拝見させていただきました。内容は、素人が見てすぐに分かるものではなく、なかなか理解できるものではありませんでした。先日、個人的に隣にあります浜田市金城町及び弥栄町で営業運転している大規模風力発電所ウインドファーム浜田を個人的に視察を行いました。ソフトバンクグループのS B エナジー株式会社と三井物産株式会社の出資によるグリーンパワー浜田を通じて、2016 年 6 月 10 日より運転開始となっております。出力は 4 万 8,430 キロワット、1,670 キロワット×29 基とのことでございます。これは、一般家庭の約 2 万 3,600 世帯分の年間電力量に相当するとのことでございます。また、現在 17 基の増設計画があり、住民の間では当然のことながら反対運動が起こっているとのことです。今回の視察に行って思ったこと、また住民の方 10 人程度の方にいろいろとご意見を伺いました。今朝ほど来からあるいろいろな弊害、電磁波がどうかありますね。こういったことはあまり気にはされておられませんでした。しかしながら、しかしながらですよ、そこに行く取付け道路、これも拡張をされ、整備もされておりました。役場の担当の方にお尋ねをしました。この風力発電のところに行くには、一番近くに行くにはどう行ったらいいんですかという質問をしました。それがね、7月の大雨でほとんど行くルートが土砂崩れで通れなくなっている。したがって、入り口付近は全部通行止めです。ということは、やはり人間が造ったそういった道路、いろいろとあるんですが、その件に関してウインドファーム浜田、最初の説明会ではこうあるんです。これを、ちょっとここにあるんで、ちょっと読ませていただきます。今回の開発に伴って新設した建設・保守用道路は、今後地元の造林事業者と共有するなど、本事業を通じて地域への貢献も行ってまいりますとあります。確かに取付け道路等々の整備はされました。しかし、こうした人間の作業が入ることによって、こうした災害に非常に弱いものにもなっているのではないかと私は思いました。それと、多くの住民の方が言われる、確かに電磁波とか風切り音は、かなり遠くにあるんですが、は、あまり影響はないと。では、何が影響があるのかといいますと、振動がある。発電機が回っていることに対しての振動、これが結構気になるんよというお話でございました。そこでですね、こういった事業計画で、具体的な事業計画の説明会も開催されず、私は非常に不信感を持っております。そこで、次の5点ほど伺います。まず、この事業計画の信憑性、本当に実施できるのかという信憑性。そして、2番目が、この事業は 2024 年事業着手とあります。ところが、地権者、地域住民への説明はなされておられません。ある有志の方々が前もって、この風力発電の知識を得まして、各地域ではございませませんが、一部の地域である講師をお招きをして風力発電とはこんなものだというような説明会は開かれております。説明会と言いますか勉強会ですか、そういったものは開かれております。3番目、計画地域に筒賀財産区もあるが、その説明は。先ほど、今朝ほど同僚議員のほうから財産区のお話が出ました。その角田議員のほうは、財産区委員の会長もされております。それが、この計画が出された時点でまだなされていなかったという不信感もあります。4番目に、広島市、廿日市市では反対運動も起こっております。本町では、町長が他市町と同様に要望書ですか、意見書ですか、県のほうへ提出をされております。そういった意味で反対運動はあるのかないのかをお尋ねをいたします。5番目に、計画書の策定前、行政への相談はあったのか。これは今朝ほども答弁ありました4月の14日ということではよろしいのかどうか、これもメールということであったんですが、そんなもんでいいのかと不審に思っております。その辺を答弁をお願いします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして、風力発電の関係でご質問をいただきました。事業計画の信憑性ということでございました。信憑性というのをどうお答えすればいいのかなかなか難しいんですが、実際問題として今環境影響評価でいうと配慮書の段階でございまして、この中において具体的な計画はまだ示されておられません。恐らく事業者においてもですね、これから具体的な計画をされるのではないかと思っております。我々

としましても、例えば立岩山のほうなんかはかなり急峻でもございますので、果たして本当にそういったところにあの大きな発電所をですね、金城町のお話もいただきましたけれども、恐らく金城町で見られたものの倍以上あるような施設だというふうに聞いておりますので、どのような形でそれを実現されるのか今後検討されるんだろうと思います。我々としては、その具体的な計画を待ちたいというふうに思っております。続いて、2024年度に事業着手するという中で、また地域住民への説明がないというご指摘がございました。この点については、我々も事業者のほうに確認をさせていただいたんですが、どうも環境影響評価法上ではですね、配慮書の段階では地域住民への説明会というのは義務になっていないということでございます。ただ、事業者としては、そうはいつでも説明をしたいという思いは持たれておったようでございまして、事実、地域の振興会長さんなんかには説明をされているようでございますが、ただ人を集めて説明会をするというのは、ちょうどコロナの時期でもございましたので、遠慮したというようなことでございました。ただ、これが次の段階、方法書手続の段階になりますと、これは法律上の住民への説明会というのは義務になっておりますので、まずはこれをしっかりと町としても行っていただくということと、どのぐらいで今後の、住民の皆様の関心が高いところでございます。実際に質問や意見なんかも事業者のほうに直接されたいというような話も聞いておりますので、その点については事業者としてもですね、誠意を持って対応いただくようにこの点も強く要望しているところでございます。続いて、計画地域内に筒賀財産区もあるということでございます。ご指摘のとおり、特に安芸太田町内の計画地については、全て筒賀財産区ということでございます。その点について、コロナの関係もあるものですから、なかなか事業者としても説明をしたいという思いは持たれていたのかもしれませんが、なかなかできないという状況があったんですが、そうはいいながらも大変重要なことでございますので、今年度の第2回も財産区の委員会がなかったら我々もご説明をし、実際にその日、第3回の財産区の管理会においては事業者にも来ていただいて、説明をいただいたという経緯がございます。あらためて、もちろん財産区としても重要な問題でありますし、再三お話をしておりますように、町としても大きな課題でございますので、しっかりいろんな議論をさせていただきながら、特に財産区の皆様からもしっかりとご提議いただきながらですね、町としても冷静に判断していきたいという思いであります。また、広島市、廿日市市では反対運動があるけれども、本町ではどうかというご質問がございました。この件に関しては、私どももいろんなご意見やご要望、ご要望と言いますかご提言、町内の各皆様からいただいているところでございます。その点で、皆さんご懸念は持っておられるものだったと思いますが、明確に反対を表明された団体はまだないのではないかとこのふうを受け止めてるところでございます。続いて、特に計画策定前ですね、役場への連絡といえますか、今朝の質問でもお話をしました4月の段階で事業計画というメールでは連絡がありましたが、その前の段階で特に相談といったような形でのアプローチはございませんでした。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

そういった先ほども言いましたが、こういった事業計画、メール一本でできるようなものではないと私は思っております。やはり事業者の誠意ある行動と言いますか、いうことをやっぱり言っていかにやあいけんのじゃないかと私は思います。それと、これの信憑性、私がなぜこういった信憑性のことを言いましたかといえますと、よく電力、太陽光発電もそうなんです、業者さんがようやる手といったらおかしいんですが、自分のところの事業枠、やはりああして申請をするのには、極端な言い方をすると、実行できるかできんかは分らんだけでも、一応枠を確保しとかにやあいけんというような考え方が事業者にあるのも確かだと思っております。だから、こういった事業の信憑性という形で質問をいたしました。だから、私、今もって半信半疑の面はあります。そういうことをお知らせして、次の質問に移りたいと思います。地域おこし協力隊及び地域支援員について。地方に移住し、町の活性化に取り組む地域おこし協力隊であるが、隊員の25%が着任から1年以内に辞めていたことが弘前大学大学院の平井太郎教授の調査で分かったと中国新聞に記載されました。その中で、半数近くは住民や行政との関係で悩みを抱えていると指摘をしました。半年以内に退任した隊員は7%、半年から1年は18%。隊員から相談があった悩みは、地域との関係が最も多く46%、行政との関係が40%、収入の少なさが25%であると言っております。これは、任期を終えた人、任期中で辞めた隊員4,170人の回答であったと記されておりました。本町にも、これまでこの町で頑張って、町の活性化の役に立ちたいとの思いから現在まで多数の隊員たちが努力してきていることを認識しております。しかし、実態は、中途半端な業務や自分の意図するのと違う業務に務め、本来の業務に携わってこれなかったという意見をよくお聞きいたし

ます。私は、以前から町のこの制度に関して、中途半端で有効に活躍されていないなど、いわゆるこの制度におけるブラック自治体であると指摘をしてきました。数年前からは、戸河内、加計、筒賀においても地域支援員を配置されて頑張っておられます。そこで、次の4点についてお尋ねをいたします。現在の協力隊員及び支援員の数は、2番目、協力隊員、支援員の出勤日数と報酬は、3番目に協力隊員、支援員の業務実態と実績、また4番目に今後の採用計画と業務内容をお尋ねをいたします。

○矢立孝彦議長

橋本町長。

○橋本博明町長

続きまして、地域おこし協力隊員及び地域支援員についてのご質問でございました。現状の人数、それから出勤日数や報酬、さらにはですね、業務実態と実績等々についてはですね、担当課長から説明をさせていただくとして、私のほうからは特に最後のですね、今後の採用計画等々についてお答えをさせていただきたいと思っております。地域おこし協力隊制度、あるいは集落支援員制度もですが、過疎が進んでおります本町におきましてはですね、地域を支える貴重な人材だと私自身は考えておまして、そういう観点からいたしましてもですね、今後の採用計画あるいは業務内容について、基本的に地域おこし協力隊員についてはですね、引き続き積極的に採用を行っていきたいと思っております。ただ、その場合ですね、私としても、今、議員がご指摘されたような観点も含めてですね、これまで以上にまずは町としてどういう人材が必要なのかということをもう少ししっかりと戦略的にも検討した上で配置をしていく、あるいは戦略的にどういう人物がこの町にとって必要なのかということをしかりと議論した上で、検討した上でそういう人材をまず求めていくということが必要かなと思っておりますし、また先ほどすぐ辞められる隊員がおられるという話も伺いました。そういった意味では、マッチング、募集をかけた上で手を挙げていただいた方にもですね、そのことを、町としてどういう役割を果たしてほしいかということをご理解いただく、また町としてもその方がこの町に来てどういう仕事をしたいのかということをやっぱりしっかりとよく見極めをさせていただいて募集をするべきではないかなと思っております。また、特に残っていただくという意味ではですね、町だけではなく地域や、あるいは各種の団体さんからですね、活動内容や、あるいは特に受入れを希望している団体さんについては将来も引き続きこの地域に地域おこし協力隊の皆さんが定住していただく、そのためのプランなんかについてもですね、しっかりと聞き取りを行っていく、また受け入れていただいたときにはどういった具体的な支援体制を行うのか、その用意があるのかということもですね、十分検討あるいはヒアリングをしながら配置をしていきたいと思っております。集落支援員についてはですね、現状は現行の業務内容と体制をもって引き続き集落の維持の支援を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

地域づくり課、瀬川課長。

○瀬川善博地域づくり課長

ご質問いただきました地域おこし協力隊及び集落支援員についてですね、担当課であります地域づくり課から答弁させていただきます。まず、現在の協力隊員及び支援員の人数でございます。地域おこし協力隊員は、今現在7人の隊員が活動しております。この地域おこし協力隊制度は、平成21年度に創設されたもので、都市地域から過疎地域などに移住し、おおむね1年以上3年以下の期間、また地域に居住して地域ブランドや地場製品の開発、販売プロモーションなどの地域おこしの支援、また農林水産業の従事、住民の生活支援など地域協力活動を行いながら、当該地域への定着、定住を図る取組みとして設立されたものです。また、集落支援員については、本町では今現在3人の支援員が活動しております。この制度は、集落支援員制度として平成20年度に創設されたものとなっております。過疎地域などに所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化に伴い、生活交通手段の不足、また空き家の増加など、集落が直面している課題に対応するため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して知見を有した地元人材を採用し、清掃活動等における集落における支え合いの状況や、住宅、農地などの管理状況、また地域資源の状況など、集落の実像を把握、点検し、集落の実像に即した集落の支援を行う取組みとして創設されたものとなっております。2番目にいただきました協力隊員また支援員の出勤日数と報酬でございます。地域おこし協力隊員1人当たりの出勤日数については、基本は平日の月曜日から金曜日までの週5日出勤で、年240日出勤しているところでございます。ただ、配属先の活動内容によっては、勤務形態が土日にもなるということもあります。報酬については、勤務年数により月額報酬は変動します。1年目は月額20万円、2年目は21万円、3年目は22万円となっております。集落支援員の1人当たりの出勤日数については、平日の月曜日から金曜日までの週4日出勤で、年190

日出勤しているところでございます。報酬については、月額 14 万 4,000 円となっております。この協力隊員及び集落支援員の活動に要する経費は、全て特別交付税で措置されております。続いて、協力隊員、支援員の業務実態と実績についてでございます。現在 7 人の地域おこし協力隊員の業務実態については、地域の活力を維持するための取組みや町の諸課題の解決に向けた活動に従事しております。7 人のうち 3 人が役場に所属して、ふるさと納税返礼品のリーフレットのデザイン、また関係人口確保に向けた SNS の発信に携わっております。また、寺領地域の文化財、景観等の SNS の発信、地場産品の開発、販売プロモーションなどによる地域活性化の支援を行っております。またもう一人は、自伐型林業の推進、また木工体験等の開催に携わった支援を行っております。その他 4 人については、地域貢献を担う各種団体に配属して活動を行っております。1 人につきましては、社会福祉協議会に配属して、生涯活躍のまち戸河内拠点の地域支援センターの利用促進に行っております。また 1 人は、やまおこしの会に配属して、自伐型林業の推進、また木材の加工販売に行っております。また 1 人は、株式会社百姓屋に配属して、農産物の生産、加工販売に従事しているところでございます。そしてもう一人、株式会社恐羅漢に配属して、スキー場、キャンプ場でのイベント企画、移動販売等の従事を行っております。地域おこし協力隊の実績についてですが、斬新な視点と豊富なアイデアで、町の地域資源を活かしながら活動を行っていることで地域に刺激、貢献していると感じております。また、活動を通して理想とする暮らしや生きがいへの発見につながっていると思われれます。実際の活動では、協力隊員の意向を尊重し、関係する関係機関や住民とも必要な調整を行った上で活動を行っておりますが、想定していない業務の発生により活動が予定どおりに実施できない場合もあります。そうした場合も、関係機関と協力隊員のお互いが総意できるよう早期に調整を行っているところでございます。また、毎月、協力隊員と地域づくり課との情報共有の場として会議を開催しております。課題の洗い出しや対応方法などの検討を行い、課題解決を目指しているところでございます。また、協力隊員の活動期間中から任期終了後、定住できるよう起業、就業場所の確保も必要であると考えております。その中で、現在自伐型林業の推進に向け活動している隊員が、今年の 7 月に農林商業に関する仕事やイベント活動等の企画、仕事の紹介、派遣などの事業を担う一般社団法人安芸太田の輪を設立しました。地域の困り事を請け負う組織として、また任期終了後の就業の場として、隊員のサポート体制が整えたことで定住につながるものと考えております。集落支援員の業務実態については、少子・高齢化により集落活動が困難になってきている、基幹地域から離れた周辺部の自治振興会で、現在人口が少なく、高齢化率 60%を超える自治振興会を対象に支援を行っているところでございます。旧町村ごと活動範囲として 1 人ずつ配置し、集落内の見守り、住宅等の点検、集落活動やサロンへの開催支援などの集落の維持を支援しているところでございます。実績については、地域住民に声かけ、対話するなど、身近な身の回りの相談役として地域から認識いただいているところでございます。集落内の住宅、農地などの管理状況を点検する中で、鳥獣被害や道路への倒木、落石の発生場所を役場、関係機関への通報を行っております。また、町の行政文書、補助事業申請書などの配付や様々な集落活動に参加することで集落の課題を把握し、毎月支援員と地域づくり課との会議において課題の対応方法の検討を行うなど、集落の支援を行っているところでございます。そして、最後の質問にありました今後の採用計画と業務内容でございます。地域おこし協力隊については、今月の中旬には新たに 1 人の隊員が地域商社あきおおたに配属して、地場産品等の開発、販路開拓等の産業振興業務に携わる活動に従事していただくこととなっております。この 2 年間、観光分野、産業振興分野に従事していただける協力隊員の募集を行ってきましたが、応募がないところ、コロナ禍による地方志向への動きがある中で県外に住む方からも多数の応募をいただくなど、選考の結果、2 人を協力隊員として採用に至っていることも、動向も踏まえて、現在協力隊員の配置を希望されている団体と募集に向け調整、協議を行っているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

ちょっと、捉え方がちょっと違うんですが、地域おこし協力隊員の業務、どこどこに採用されて、どこどこで業務をしているといったことはあらかじめ分かってるつもりなんです。ただし、来年度、来年の春に 3 人卒業されますよね。3 人卒業。この人たちがどういう実績を形として残したのかっていうことを本当は知りたいんです。そのどこどこで頑張っておられます、どこどこで頑張っておられますというのはよく分かるんです。じゃあ、地域おこし協力隊員が入ったがためにどれだけの業績が上がって、どうということに対して、先ほど 1 件言われましたよね。要するにそういったことなんです。地域協力隊員を

地域に配置して、例えば林業にしても、恐羅漢にしてもどういうことをやりながら、今後本当に期待のできる業務内容であったとかそういうところを本当は知りたい。私、先ほども申しましたが、隊員さんが辞められる理由の中に行政との関係、また住民との関係っていうのが結構あるみたいでして、先ほど行政との関係は月に1遍、会議を開いて、悩みも聞かれてるのかどうかはよく分かりませんが、結局ね、本当の意見を、行政として地域おこし協力隊員の本当の意味の気持ちを聞き出してるのかということをお尋ねしたいんです。ただ、月に1遍、定期的にやって、それで一方通行かどうかは分かりませんが、そういったふうになってないかと。全国各地で相当この地域おこし協力隊というのはおられます。どちらかというと、うまくやっている自治体、これは当然定着率が高いんですけど、本町の場合、昨年ですか4人残られたんですかね、6人ですか、たまたま多かったんですね。たまたまですよ、それは。その人たちがじゃあ今何をされているのか。一生懸命頑張っておられるのはよく分かります。じゃあ、そこに卒業したから行政はどれだけ相談に乗ったりしてるかということもお尋ねをしたいんです。卒業したからもうあなたたちに任せますよ、自走してくださいよというんじゃないでね、いろいろお悩みがあると思うんです。そういったところはどういうふうに対応しているかということをお尋ねをいたします。

○矢立孝彦議長

持ち時間が迫っておりますので、簡潔に答弁願います。地域づくり課長。

○瀬川善博地域づくり課長

ご質問いただいた、行政とそういった隊員との悩みというか、そういった場についてのご質問をいただきました。現在活動されています地域おこし協力隊員とは、毎月の会議を持つことでですね、その1か月間の活動報告をいただいております。また、悩みもいただいております。その課題解決に向けてですね、行政と協力隊員がこの安芸太田町に住んでいただくためのですね、定住に向けた部分のサポートとか、そういった指導とかは行っておるところでございます。また、一昨年度、この隊員が満了を経て今6名の隊員でございますが、その方についてはですね、今3か月に1回の程度でですね、現状の確認、また活動内容の中でお困り事とか、そういった相談の機会も設けております。いろいろ全国を見てもですね、この地域おこし協力隊員は定着率が大体6割という形の部分の中ですね、安芸太田町についてもですね、一昨年までの定着率は50%、そういった課題もですね、認識を踏まえながらですね、協力隊員の意向、そういったところを尊重しながらですね、定住に向けた対策というか、支援を行っていきたくて考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

質問趣旨に沿った答弁を願います。橋本町長。

○橋本博明町長

現状というか、少し担当課長のほうからも話をさせていただきました。あらためて、特に定着の話でいいますと、去年はたまたまたくさん残っていただきましたけれども、その前の定着率はかなりひどかったという状況がございました。そういった意味では、地域づくり課のほうでも月1回、情報交換の会をしているということですが、その昔はそういう会を行ってもなかなか参加してくれる人が少なかったというような状況も聞いておまして、それを改善するために、最近では地域づくり課との会議の中でも結構地域おこしの皆さんに参加をいただいていると聞いておりますが、そういう状況も改善をしながら、また定着率という意味で特に最近では受入れ団体を指定してというか、その形で、だから勝手にというか、あるいは独自で活動をするんじゃないで、きちんと支える体制もつくりながら受け入れなければいけないということで、受入れ団体を指定してというかですね、そういう受入れ方を始めたというのはある種これまでの取組みに対しての反省を町なりにさせていただいて進めてるんだと思っております。今後私自身もですね、一応地域おこし協力隊員の皆さんとも個別にお会いさせていただきながら、将来どういう仕事をするかということもしっかりフォローしながらですね、取組みをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。時間がありませんので。

○佐々木美知夫議員

というような答弁をいただきました。全国的には、地域おこし協力隊員全員残るところだってあるわけです。全員で、残るところだってあるわけです。そのようなことも参考にさせていただいて、決して全国の地域おこし協力隊を希望する方から見て、安芸太田町はブラック自治体だと言われぬように努力をしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○矢立孝彦議長

以上で佐々木美知夫議員の一般質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。
散会 午後4時24分
